

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">長崎県建設工事共通仕様書（佐世保市読替版）</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1 - 1 - 7 工事<b>カルテ</b>作成、登録</p> <p>1 - 1 - 2 3 数量の算出<b>及び完成図</b></p> <p>2 - <del>1 3</del> - 2 合成樹脂製品</p> <p style="text-align: center;">共 通</p> <p>1 - 1 - 3 設計図書の照査等</p> <p>1 . <b>請負者</b>からの要求があり、<b>監督員</b>が必要と認めた場合、<b>請負者</b>に図面の原図等を貸与することができる。ただし、共通仕様書、検査要領等及び規格値等、市販されているものについては、<b>請負者</b>が備えなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">長崎県建設工事共通仕様書（佐世保市読替版）</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1 - 1 - 7 工事<b>実績情報</b>の作成、登録</p> <p>1 - 1 - 2 3 <b>出来形</b>数量の算出</p> <p>2 - <b>1 5</b> - 2 合成樹脂製品</p> <p style="text-align: center;">共 通</p> <p>1 - 1 - 3 設計図書の照査等</p> <p>1 . <b>請負者</b>からの要求があり、<b>監督員</b>が必要と認めた場合、<b>請負者</b>に図面の原図等を貸与することができる。ただし、共通仕様書、検査要領等及び規格値等、市販・<b>公開</b>されているものについては、<b>請負者</b>が備えなければならない。</p>

改正前	改正後
<p><b>1 - 1 - 7 工事カルテ作成、登録</b></p> <p>請負者は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス (CORINS) に基づき、受注・変更・<b>完成</b>・訂正時に工事实績情報として「<b>工事カルテ</b>」を作成し<b>監督員の確認を受けたうえ</b>、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、<b>完成</b>時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。</p> <p>また、登録機関発行の「<b>工事カルテ受領書</b>」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに発注者に提示しなければならない。なお、変更時と<b>完成</b>時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。</p> <p><b>1 - 1 - 9 現場技術員</b></p> <p>請負者は、<b>設計図書</b>で建設コンサルタント等に委託した<b>現場技術員</b>の配置が明示された場合には、次の各号によらなければならない。</p> <p><b>1 - 1 - 21 建設副産物</b></p> <p>9. <b>請負者</b>は、建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処理地の位置、及び建設発生土の内容等については、<b>設計図書</b>によるものとする。</p>	<p><b>1 - 1 - 7 工事实績情報の作成、登録</b></p> <p>請負者は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス (<b>コリンズ</b>) に基づき、受注・変更・<b>竣工</b>・訂正時に工事实績情報<b>について</b>、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、<b>竣工</b>時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。</p> <p>また、登録機関発行の「<b>登録内容確認書 (工事实績)</b>」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに発注者に提示しなければならない。なお、変更時と<b>竣工</b>時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。</p> <p><b>1 - 1 - 9 現場技術員</b></p> <p>請負者は、<b>設計図書</b>で建設コンサルタント等に委託した<b>現場技術員</b>の配置が明示された場合、<b>または監督員により通知があった場合</b>には、次の各号によらなければならない。</p> <p><b>1 - 1 - 21 建設副産物</b></p> <p>9. <b>請負者</b>は、建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処理地の位置、及び建設発生土の内容等については、<b>設計図書及び監督員の指示に従わなければならない</b>。</p>

改正前			改正後		
			表 1-1 段階確認一覧表 1/4		
種 別	種 別	竣 工 時 期	種 別	種 別	竣 工 時 期
指定仮設工		設置完了時	指定仮設工		設置完了時
河川・海岸・砂防土工（掘削工）		土（場）質の安定した時	河川・海岸・砂防土工（掘削工）		土（場）質の安定した時
透路土工（掘削工）			透路土工（掘削工）		
透路土工（掘削盛土工）		ブルーフローリング実施時	透路土工（掘削盛土工）		ブルーフローリング実施時
掘削工（下層掘削）			掘削工（下層掘削）		
表層安定処理工	表層混合処理・筋床安定処理	処理完了時	表層安定処理工	表層混合処理・筋床安定処理	処理完了時
	置換	掘削完了時		置換	掘削完了時
	チンドマット	処理完了時		チンドマット	処理完了時
パーチカルドレーン工	チンドドレーン	施工時	パーチカルドレーン工	チンドドレーン	施工時
	袋軸式チンドドレーン	施工完了時		袋軸式チンドドレーン	施工完了時
	ペーパドレーン			ペーパドレーン	
締固め改良工	チンドコンパクションパイル	施工時 施工完了時	締固め改良工	チンドコンパクションパイル	施工時 施工完了時
固結工	粉体噴射攪拌	施工時 施工完了時	固結工	粉体噴射攪拌	施工時 施工完了時
	高圧噴射攪拌			高圧噴射攪拌	
	セメントミルク攪拌			セメントミルク攪拌	
	生石灰パイル			生石灰パイル	
	基礎注入	施工時		基礎注入	施工時
欠板工 （任意仮設を除く）	鋼欠板	打込時	欠板工 （任意仮設を除く）	鋼欠板	打込時
	鋼管欠板	打込完了時		鋼管欠板	打込完了時
既製仮工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	既製仮工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時
		打込完了時（打込杭）			打込完了時（打込杭）
		掘削完了時（中樑杭）			掘削完了時（中樑杭）
		施工完了時（中樑杭） 沈没処理完了時			施工完了時（中樑杭） 沈没処理完了時
掘削打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口保杭	掘削完了時	掘削打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口保杭	掘削完了時
		鉄筋組立て完了時			鉄筋組立て完了時
		施工完了時			施工完了時
		沈没処理完了時			沈没処理完了時
深礎工		土（場）質の安定した時	深礎工		土（場）質の安定した時
		掘削完了時		掘削完了時	
		鉄筋組立て完了時		鉄筋組立て完了時	
		施工完了時 グラウト注入時		施工完了時 グラウト注入時	
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄骨置え付け完了時	オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄骨置え付け完了時
		本体取組時（オープンケーソン） 掘削完了時（ニューマチックケーソン）		本体取組時（オープンケーソン） 掘削完了時（ニューマチックケーソン）	
		土（場）質の安定した時 鉄筋組立て完了時			土（場）質の安定した時 鉄筋組立て完了時
鋼管井筒基礎工		打込時 打込完了時 沈没処理完了時	鋼管欠板基礎工		打込時 打込完了時 沈没処理完了時
置換工（重要構造物）		掘削完了時	置換工（重要構造物）		掘削完了時
掘削・掘削工		沈没処理完了時	掘削・掘削工		沈没処理完了時

改正前	改正後
<p><b>1 - 1 - 23 数量の算出及び完成図</b></p> <p>1. <b>請負者</b>は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。</p> <p>2. <b>請負者</b>は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）及び<b>設計図書</b>に従って、出来形数量を算出し、その結果を<b>監督員</b>に提出しなければならない。</p> <p><b>1 - 1 - 27 中間検査</b></p> <p>6. <b>請負者</b>は、当該<b>技術</b>検査については、第1編1 - 1 - 22 第2項の規定を準用する。</p> <p><b>1 - 1 - 29 施工管理</b></p> <p>3. <b>請負者</b>は、長崎県が定める「長崎県建設工事施工管理基準(佐世保市読替版)」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、「長崎県建設工事施工管理基準」のうち品質管理資料、出来形管理資料、写真管理資料を、完成検査時に<b>提出</b>しなければならない。ただし、それ以外で<b>監督員</b>からの請求があった場合は直ちに<b>提示</b>しなければならない。なお、「長崎県建設工事施工管理基準(佐世保市読替版)」に定められていない工種については、<b>監督員</b>と<b>協議</b>の上、施工管理を行うものとする。</p>	<p><b>1 - 1 - 23 出来形数量の算出</b></p> <p>1. <b>請負者</b>は、<b>施設の完成後すみやかに</b>、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。</p> <p>2. <b>請負者</b>は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）及び<b>設計図書</b>に従って、<b>すみやかに</b>出来形数量を算出<b>しなければならない</b>。また、<b>監督員</b>から<b>請求があった場合には、ただちに</b>その結果を<b>監督員</b>に提出しなければならない。</p> <p><b>1 - 1 - 27 中間検査</b></p> <p>6. <b>請負者</b>は、当該<b>中間</b>検査については、第1編1 - 1 - 22 第2項の規定を準用する。</p> <p><b>1 - 1 - 29 施工管理</b></p> <p>3. <b>請負者</b>は、長崎県が定める「長崎県建設工事施工管理基準(佐世保市読替版)」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、「長崎県建設工事施工管理基準」のうち品質管理資料、出来形管理資料、写真管理資料を、完成検査時<b>までに提出</b>しなければならない。ただし、それ以外で<b>監督員</b>からの請求があった場合は直ちに<b>提示</b>しなければならない。なお、「長崎県建設工事施工管理基準(佐世保市読替版)」に定められていない工種については、<b>監督員</b>と<b>協議</b>の上、施工管理を行うものとする。</p>

改正前	改正後
<p>1 - 1 - 3 2 工事中の安全管理</p> <p>1 . 請負者は、建設副産物対策と建設工事公衆災害防止対策要綱（長崎県土木部）土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成 13 年 3 月 29 日）建設機械施工安全技術指針（建設省建設経済局建設機械課長 平成 6 年 11 月 1 日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。</p>	<p>1 - 1 - 3 2 工事中の安全管理</p> <p>1 . 請負者は、建設副産物対策と建設工事公衆災害防止対策要綱（長崎県土木部）土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成 13 年 3 月 29 日）建設機械施工安全技術指針（建設省建設経済局建設機械課長 平成 6 年 11 月 1 日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」、<b>J I S A 8 9 7 2（斜面・法面工専用仮設設備）</b>を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。</p>

改正前	改正後
<p>1 - 1 - 3 6 環境対策</p> <p>6 . 請負者は、以下に示す建設機械を使用する場合は、「<b>排出ガス対策型建設機械指定要領</b>（平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 249 号、最終改正平成 14 年 4 月 1 日付け国総施第 225 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。<del>排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、</del>平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械<del>を使用することで、</del>排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。ただし、これにより難しい場合は、<b>監督員と協議し、承諾</b>を得なければならない</p> <p>7 . 請負者は、<del>当該工事において、</del>建設工事に伴う騒音振動対策指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和 62 年 3 月 30 日）によって低騒音型・低振動型建設機械を<b>設計図書</b>で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（建設省告知、平成 9 年 7 月 31 日）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種<del>の調達が不可能な場合は、</del>認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって<b>監督員と協議し、承諾</b>を得なければならない。</p>	<p>1 - 1 - 3 6 環境対策</p> <p>6 . 請負者は、以下に示す建設機械を使用する場合は、「<b>特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 条）</b>」に基づく<b>技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領</b>（平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 249 号、最終改正平成 14 年 4 月 1 日付け国総施第 225 号）」、「<b>排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定（平成 18 年 3 月 17 日付け国土交通省告示第 348 号）</b>」もしくは「<b>第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 18 年 3 月 17 日付け国総施第 215 号）</b>」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。<del>ただし、</del>平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業<b>もしくは建設技術審査証明事業</b>により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械<b>についても、</b>排出ガス対策型建設機械と同等と見なす<b>ことができる。</b>ただし、これにより難しい場合は、<b>監督員と協議し、承諾</b>を得なければならない</p> <p>7 . 請負者は、建設工事に伴う騒音振動対策指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和 62 年 3 月 30 日）によって低騒音型・低振動型建設機械を<b>設計図書</b>で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（建設省告示、平成 9 年 7 月 31 日）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種<del>の調達が不可能な場合は、</del>認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって<b>監督員と協議し、承諾</b>を得なければならない。</p>

改正前	改正後
<p>1 - 1 - 3 9 諸法令の遵守 追加</p> <p>1 - 1 - 4 7 臨機の措置 1 . 請負者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、請負者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督員に通知しなければならない。</p> <p>1 - 1 - 5 3 建設機械等に使用する燃料費 請負者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う建設機械等か採油する調査に対して協力しなければならない。</p> <p><b>第1節 適用</b> また、J I S規格が定まっている建設資材のうち、海外のJ I S認定工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、海外建設資材品質審査証明書を提出するものとする。ただし、J I S認定外の製品として生産・納入されている建設資材については、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を提出するものとする。</p>	<p>1 - 1 - 3 9 諸法令の遵守 (83) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第58号)</p> <p>1 - 1 - 4 7 臨機の措置 1 . 請負者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、請負者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督員に報告しなければならない。</p> <p>1 - 1 - 5 3 建設機械等に使用する燃料費 請負者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う建設機械等から採油する調査に対して協力しなければならない。</p> <p><b>第1節 適用</b> また、J I S規格が定まっている建設資材のうち、海外のJ I S表示認証工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、海外建設資材品質審査証明書を提出するものとする。ただし、J I S認定外の製品として生産・納入されている建設資材については、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を提出するものとする。</p>

改正前	改正後
<p><b>第2節 工事材料の品質及び検査（確認を含む）</b></p> <p>1. 請負者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を<b>請負者の責任</b>において整備、保管し、<b>監督員</b>から請求があった場合は、直ちに<b>提示</b>するとともに、完成時に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>4. 請負者は、<b>設計図書</b>において見本または品質を証明する資料を<b>監督員</b>に提出しなければならない<b>工事材料については、これを提出しなければならない。</b></p> <p>2 - 4 - 1 石材 JIS A 5003</p> <p>2 - 5 - 1 一般事項 追加</p> <p>追加</p>	<p><b>第2節 工事材料の品質及び検査（確認を含む）</b></p> <p>1. 請負者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を<b>請負者の責任</b>において整備、保管し、<b>監督員</b>から請求があった場合は、直ちに<b>提示</b>するとともに、完成時<b>までに提出</b>しなければならない。</p> <p>4. 請負者は、<b>設計図書</b>において<b>指定された工事材料について</b>、見本または品質を証明する資料を<b>監督員</b>に提出しなければならない。</p> <p>2 - 4 - 1 石材 JIS A 5003 (<b>石材</b>)</p> <p>2 - 5 - 1 一般事項 <b>JIS A 5011 - 4(コンクリート用スラグ骨材(電気炉酸化スラグ骨材))</b></p> <p><b>JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)</b></p>



改正前	改正後																
<p><b>2 - 5 - 2 セメントコンクリート用骨材</b></p> <p>表 2 - 2 無筋、鉄筋コンクリート、舗装コンクリートの細骨材の粒度の範囲</p>       <p>表 2 - 4 無筋、鉄筋コンクリート、舗装コンクリートの粗骨材の粒度の範囲</p>       <p><b>2 - 5 - 3 アスファルト舗装用骨材</b></p> <p>表 2 - 6 砕石の粒度</p> <p><del>〔注 3〕 製鋼スラダの粒度は、単粒度砕石の粒度を使用する。</del></p>	<p><b>2 - 5 - 2 セメントコンクリート用骨材</b></p> <p>表 2 - 2 無筋、鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、<b>プレパックドコンクリート</b>の細骨材の粒度の範囲</p> <p>( 1 ) 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート</p> <p>( 2 ) <b>プレパックドコンクリート</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>ふるいの呼び寸法 (mm)</th> <th>ふるいを通るものの重量百分率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2.5</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1.2</td> <td style="text-align: center;">90～100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.6</td> <td style="text-align: center;">60～80</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.3</td> <td style="text-align: center;">20～50</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.15</td> <td style="text-align: center;">5～30</td> </tr> </tbody> </table>   <p>表 2 - 4 無筋、鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、<b>プレパックドコンクリート</b>の粗骨材の粒度の範囲</p> <p>( 1 ) 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート</p> <p>[注] これらの粗骨材は、骨材の分離を防ぐために、粒の大きさ別に分けて計量する場合に用いるものであって、単独に用いるものではない。</p> <p>( 2 ) <b>プレパックドコンクリート</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tbody> <tr> <td>最小寸法</td> <td>15mm以上。</td> </tr> <tr> <td>最大寸法</td> <td>骨材最小寸法の1/4以下かつ鉄筋コンクリートの場合は、鉄筋のあきの1/2以下。</td> </tr> </tbody> </table>   <p><b>2 - 5 - 3 アスファルト舗装用骨材</b></p> <p>表 2 - 6 砕石の粒度</p> <p style="color: red;">削除</p>	ふるいの呼び寸法 (mm)	ふるいを通るものの重量百分率 (%)	2.5	100	1.2	90～100	0.6	60～80	0.3	20～50	0.15	5～30	最小寸法	15mm以上。	最大寸法	骨材最小寸法の1/4以下かつ鉄筋コンクリートの場合は、鉄筋のあきの1/2以下。
ふるいの呼び寸法 (mm)	ふるいを通るものの重量百分率 (%)																
2.5	100																
1.2	90～100																
0.6	60～80																
0.3	20～50																
0.15	5～30																
最小寸法	15mm以上。																
最大寸法	骨材最小寸法の1/4以下かつ鉄筋コンクリートの場合は、鉄筋のあきの1/2以下。																

改正前

表 2 - 8 再生粒度調整砕石の粒度

ふるい目の開き		粒度範囲 (呼び名)		
		40~0 (RM-40)	30~0 (RM-30)	25~0 (RM-24)
通過質量百分率 (%)	53mm	100		
	37.5mm	95~100	100	
	31.5mm	—	95~100	100
	26.5mm	—	—	95~100
	19mm	60~90	60~90	—
	13.2mm	—	—	55~85
	4.75mm	30~65	30~65	30~65
	2.36mm	20~50	20~50	20~50
	425 μ m	10~30	10~30	10~30
	75 μ m	2~10	2~10	2~10

表 2 - 9 耐久性の目標値

追加

表 2 - 10 砕石の品質の目標値

追加

改正後

表 2 - 8 再生粒度調整砕石の粒度

ふるい目の開き		粒度範囲 (呼び名)		
		40~0 (RM-40)	30~0 (RM-30)	25~0 (RM-25)
通過質量百分率 (%)	53mm	100		
	37.5mm	95~100	100	
	31.5mm	—	95~100	100
	26.5mm	—	—	95~100
	19mm	60~90	60~90	—
	13.2mm	—	—	55~85
	4.75mm	30~65	30~65	30~65
	2.36mm	20~50	20~50	20~50
	425 μ m	10~30	10~30	10~30
	75 μ m	2~10	2~10	2~10

表 2 - 9 耐久性の目標値

[注] 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧〔第2分冊〕」の「A004 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験方法」による。

表 2 - 10 砕石の品質の目標値

[注2] 上層路盤用砕石については、主として使用する粒径について行えばよい。

改正前	改正後
<p>4. 鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ細長いあるいは偏平なもの、ごみ、泥、有機物などを有害量含まないものとする。その種類と用途は表2 - 11 によるものとする。</p> <p>表2 - 12 鉄鋼スラグの規格  <del>〔注3〕エージングとは高炉スラグの黄濁水の発生防止や、製鋼スラグの中に残った膨張性反応物質（遊離石灰）を反応させるため、鉄鋼スラグを屋外に野積みし、安定化させる処理をいう。エージング期間の規定は、製鋼スラグを用いた鉄鉦スラグにのみ適用する。</del></p> <p>表2 - 13 製鋼スラグ（主として加熱混合用）の規格                      追加                      追加                      追加</p>	<p>4. 鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ細長いあるいは偏平なもの、ごみ、泥、有機物などを有害量含まないものとする。その種類と用途は表2 - 11 によるものとする。<b>また、単粒度製鋼スラグ、クラッシュラン製鋼スラグ、及び水硬性粒度調整鉄鋼スラグの粒度規格は JIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）によるものとし、その他は碎石の粒度に準ずるものとする。</b></p> <p>表2 - 12 鉄鋼スラグの規格  <b>削除</b></p> <p>表2 - 13 製鋼スラグ（主として加熱混合用）の規格  <b>〔注1〕試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。</b>  <b>〔注2〕エージングとは高炉スラグの黄濁水の発生防止や、製鋼スラグの中に残った膨張性反応物質（遊離石灰）を反応させるため、鉄鋼スラグを屋外に野積みし、安定化させる処理をいう。エージング期間の規定は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグにのみ適用する。</b>  <b>〔注3〕水浸膨張化の規定は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグにのみ適用する。</b></p>

改正前

表 2 - 14 スクリーニングスの粒度範囲 ~~(JISA5001-1995)~~

ふるい目の開き 呼び名		通過質量百分率 (%)					
		4.75mm	2.35mm	600 $\mu$ m	300 $\mu$ m	150 $\mu$ m	75 $\mu$ m
種類	F. 2. 5	100	85~100	25~55	15~40	7~28	0~20

2 - 5 - 4 アスファルト用再生骨材

表 2 - 15 アスファルトコンクリート再生骨材の品質

- [注 1] ~~アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。~~
- [注 2] ~~表 2-15 の数値は、不特定のアスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルト含有量のバラツキや路盤発生材の過度な混入を避けることを配慮し、さらに実績を加味して定めたものである。~~
- [注 3] ~~アスファルトコンクリート再生骨材は、通常 20~13mm、13~5mm、5~0mm の 3 種類の粒度や 20~13mm、13~0mm の 2 種類の粒度にふるい分けられている場合が多い。~~
- [注 4] ~~アスファルトコンクリート再生骨材の 13mm 以下が 2 種類にふるい分けられている場合には再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別に試験して合成比率に応じて計算により 13~0mm 相当分を求めてもよい。また、13~0mm あるいは 13~5mm、5~0mm 以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から 13~0mm をふるい取ってこれを対象に試験を行う。~~
- [注 5] ~~アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルト含有量及び 75 $\mu$ m を通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。~~

改正後

表 2 - 14 スクリーニングスの粒度範囲

ふるい目の開き 呼び名		ふるいを通るものの質量百分率 (%)					
		4.75mm	2.35mm	600 $\mu$ m	300 $\mu$ m	150 $\mu$ m	75 $\mu$ m
種類	F. 2. 5	100	85~100	25~55	15~40	7~28	0~20

( JIS A 5001 1995 ( 道路用砕石 ) )

2 - 5 - 4 アスファルト用再生骨材

表 2 - 15 アスファルトコンクリート再生骨材の品質

- [注 1] **各項目は、13~0mm の粒度区分のものに適用する。**

**削除**

**削除**

**削除**

- [注 2] **アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルト含有量及び骨材の微粒分量試験で 75 $\mu$ m を通過する料は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表したものである。**

改正前	改正後																		
<p>[注 6] 骨材の微粒分量試験は JISA1103 により、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の 75 μm ふるいにとどまるものと、水洗後の 75 μm ふるいにとどまるものを <b>気乾</b>もしくは 60 以下の乾燥炉で乾燥し、その質量差から求める (旧アスファルトはアスファルトコンクリート再生骨材の質量に含まれるが、75 μm ふるい通過分には含まれる旧アスファルトは微量なので、骨材の微粒分量試験で失われる量の一部として扱う)。</p> <p><del>[注 7] アスファルト混合物層の切削材は、その品質が表 2-15 に適合するものであれば、再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がバラツキやすいので他のアスファルトコンクリート再生骨材と調整して使用することが望ましい。</del></p> <p><b>2 - 5 - 5 フィラー</b></p> <p>1 . <b>石粉</b>は、石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉、消石灰、セメント、回収ダスト及びフライアッシュなどを用いる。<del>石粉及びフライアッシュは、水分 1.0% 以下で微粒子の団粒になったものを含まないものとする。</del></p> <p>2 . 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は表 2 - 16 の規格に適合するものとする。</p> <p>表 2 - 16 <del>石灰岩を粉砕した石粉の品質規格 (JISA 5008-1995)</del></p> <table border="1" data-bbox="235 1161 1041 1396"> <thead> <tr> <th>ふるい目 (μm)</th> <th>ふるいを通るものの質量百分率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>600</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>90~100</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>70~100</td> </tr> <tr> <td><del>水分</del></td> <td><del>1% 以下</del></td> </tr> </tbody> </table>	ふるい目 (μm)	ふるいを通るものの質量百分率 (%)	600	100	150	90~100	75	70~100	<del>水分</del>	<del>1% 以下</del>	<p>[注 3] 骨材の微粒分量試験は JISA1103 により、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の 75 μm ふるいにとどまるものと、水洗後の 75 μm ふるいにとどまるものを <b>乾燥</b>もしくは 60 以下の乾燥炉で乾燥し、その質量差から求め<b>たものである</b> (旧アスファルトはアスファルトコンクリート再生骨材の質量に含まれるが、75 μm ふるい通過分には含まれる旧アスファルトは微量なので、骨材の微粒分量試験で失われる量の一部として扱う)。</p> <p><b>削除</b></p> <p><b>2 - 5 - 5 フィラー</b></p> <p>1 . <b>フィラー</b>は、石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉、消石灰、セメント、回収ダスト及びフライアッシュなどを用いる。<b>石灰岩を粉砕した石粉の水分量は 1.0% 以下のものを使用する。</b></p> <p>2 . <b>石灰岩を粉砕した</b>石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は表 2 - 16 の規格に適合するものとする。</p> <p>表 2 - 16 <b>石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲</b></p> <table border="1" data-bbox="1249 1155 2072 1347"> <thead> <tr> <th>ふるい目 (μm)</th> <th>ふるいを通るものの質量百分率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>600</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>90~100</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>70~100</td> </tr> </tbody> </table>	ふるい目 (μm)	ふるいを通るものの質量百分率 (%)	600	100	150	90~100	75	70~100
ふるい目 (μm)	ふるいを通るものの質量百分率 (%)																		
600	100																		
150	90~100																		
75	70~100																		
<del>水分</del>	<del>1% 以下</del>																		
ふるい目 (μm)	ふるいを通るものの質量百分率 (%)																		
600	100																		
150	90~100																		
75	70~100																		

改正前	改正後																																																																																		
<p>改訂後の内容を追記したため、以下番号の変更。</p> <p>表 2 - 17 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして使用する場合の<b>目標値</b></p> <table border="1" data-bbox="235 555 1115 858"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">等級</th> <th rowspan="2">酸化カルシウムCaO (%)</th> <th rowspan="2">不純物 (%)</th> <th rowspan="2">二酸化炭素CO2 (%)</th> <th colspan="2">粉末度成分 (%)</th> </tr> <tr> <th>600<math>\mu</math>m</th> <th>600<math>\mu</math>m</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">生石灰</td> <td>特号</td> <td>93.0以上</td> <td>3.2以下</td> <td>2.0以下</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>1号</td> <td>90.0以上</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td><del>2号</del></td> <td><del>88.0以上</del></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">消石灰</td> <td>特号</td> <td>72.5以上</td> <td>3.0以下</td> <td>1.5以下</td> <td>全通</td> <td>5.0以下</td> </tr> <tr> <td>1号</td> <td>70.0以上</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>全通</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td><del>2号</del></td> <td><del>65.0以上</del></td> <td>-</td> <td>-</td> <td><del>全通</del></td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. セメントをはく離防止のためにフィラーとして使用する場合は、<del>普通ポルトランドセメント、高炉セメント、フライアッシュセメントと</del>JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) <del>JIS R 5213 (フライアッシュセメント)</del>の規格に適合するものとする。</p> <p>2 - 5 - 6 安定材</p> <p>表 2 - 19 舗装用石油アスファルトの品質規格 <del>(JISA 2207 1996)</del></p> <p>〔注〕各種類とも 120 、 150 、 180 のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記すること。</p>	種類	等級	酸化カルシウムCaO (%)	不純物 (%)	二酸化炭素CO2 (%)	粉末度成分 (%)		600 $\mu$ m	600 $\mu$ m	生石灰	特号	93.0以上	3.2以下	2.0以下	-	-	1号	90.0以上	-	-	-	-	<del>2号</del>	<del>88.0以上</del>	-	-	-	-	消石灰	特号	72.5以上	3.0以下	1.5以下	全通	5.0以下	1号	70.0以上	-	-	全通	-	<del>2号</del>	<del>65.0以上</del>	-	-	<del>全通</del>	-	<p>3.フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合は表 2 - 17 に適合するものとする。</p> <p>表 2 - 17 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして使用する場合の<b>規定</b></p> <p>表 2 - 18 工業用石灰</p> <table border="1" data-bbox="1258 561 2123 798"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">等級</th> <th rowspan="2">酸化カルシウムCaO (%)</th> <th rowspan="2">不純物 (%)</th> <th rowspan="2">二酸化炭素CO2 (%)</th> <th colspan="2">粉末度成分 (%)</th> </tr> <tr> <th>600<math>\mu</math>m</th> <th>600<math>\mu</math>m</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">生石灰</td> <td>特号</td> <td>93.0以上</td> <td>3.2以下</td> <td>2.0以下</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>1号</td> <td>90.0以上</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消石灰</td> <td>特号</td> <td>72.5以上</td> <td>3.0以下</td> <td>1.5以下</td> <td>全通</td> <td>5.0以下</td> </tr> <tr> <td>1号</td> <td>70.0以上</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>全通</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>5. セメントをはく離防止のためにフィラーとして使用する場合は、JIS R 5210 (ポルトランドセメント) <b>および</b> JIS R 5211 (高炉セメント) の規格に適合するものとする。</p> <p>2 - 5 - 6 安定材</p> <p>表 2 - 19 舗装用石油アスファルトの品質規格</p> <p>〔注〕各種類とも 120 、 150 、 180 のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記しなければならない。</p>	種類	等級	酸化カルシウムCaO (%)	不純物 (%)	二酸化炭素CO2 (%)	粉末度成分 (%)		600 $\mu$ m	600 $\mu$ m	生石灰	特号	93.0以上	3.2以下	2.0以下	-	-	1号	90.0以上	-	-	-	-	消石灰	特号	72.5以上	3.0以下	1.5以下	全通	5.0以下	1号	70.0以上	-	-	全通	-
種類						等級	酸化カルシウムCaO (%)	不純物 (%)	二酸化炭素CO2 (%)		粉末度成分 (%)																																																																								
	600 $\mu$ m	600 $\mu$ m																																																																																	
生石灰	特号	93.0以上	3.2以下	2.0以下	-	-																																																																													
	1号	90.0以上	-	-	-	-																																																																													
	<del>2号</del>	<del>88.0以上</del>	-	-	-	-																																																																													
消石灰	特号	72.5以上	3.0以下	1.5以下	全通	5.0以下																																																																													
	1号	70.0以上	-	-	全通	-																																																																													
	<del>2号</del>	<del>65.0以上</del>	-	-	<del>全通</del>	-																																																																													
種類	等級	酸化カルシウムCaO (%)	不純物 (%)	二酸化炭素CO2 (%)	粉末度成分 (%)																																																																														
					600 $\mu$ m	600 $\mu$ m																																																																													
生石灰	特号	93.0以上	3.2以下	2.0以下	-	-																																																																													
	1号	90.0以上	-	-	-	-																																																																													
消石灰	特号	72.5以上	3.0以下	1.5以下	全通	5.0以下																																																																													
	1号	70.0以上	-	-	全通	-																																																																													

改正前

表 2-20 石油アスファルト乳剤の規格(~~JIS K 2208-2000~~)

項目	エポキシ系								ノニオン系
	PK-1	PK-2	PK-3	PK-4	PK-5	PK-6	PK-7	PK-8	PK-1
エンゲラー値 (25℃)	3-10		1-4		3-40			3-30	
水分含有率 (%) (1.5mm)	0.3以下								0.3以下
貯蔵安定性	2/3以上				-				-
凍結安定性試験値	-				合格であること		-		-
凍結安定性試験値	-				合格であること		-		-
土壌に与える材料含有率 (%)	-								3以下
セメント含有率 (%)	-								1.0以下
細子の量	値 (+)								-
標準残留率 (%)	80以上		80以上		87以上			87以上	
篩目通過率 (%) (1/75mm)	100号 篩式	100号 篩式	100号 篩式	40号 篩式	80号 篩式	80号 篩式	80号 篩式	80号 篩式	80号 篩式
	200以下	200以下	200以下	200以下	200以下	200以下	200以下	200以下	200以下
トルエン可溶性 (%)	88以上				87以上			87以上	
貯蔵安定性 (24hr) (質量%)	1以下								1以下
凍結安定性 (-5℃)	-	合格子、無いこと		-				-	
使用用途	道路用	道路用	道路用	道路用	道路用	道路用	道路用	道路用	セメント・乳剤

改正後

表 2-20 石油アスファルト乳剤の規格

項目	エポキシ系								ノニオン系
	PK-1	PK-2	PK-3	PK-4	PK-5	PK-6	PK-7	PK-8	PK-1
エンゲラー値 (25℃)	3-10		1-4		3-40			3-30	
水分含有率 (%) (1.5mm)	0.3以下								0.3以下
貯蔵安定性	2/3以上				-				-
凍結安定性試験値	-				合格であること		-		-
凍結安定性試験値	-				合格であること		-		-
土壌に与える材料含有率 (%)	-								3以下
セメント含有率 (%)	-								1.0以下
細子の量	値 (+)								-
標準残留率 (%)	80以上		80以上		87以上			87以上	
篩目通過率 (%) (1/75mm)	100号 篩式	100号 篩式	100号 篩式	40号 篩式	80号 篩式	80号 篩式	80号 篩式	80号 篩式	80号 篩式
	200以下	200以下	200以下	200以下	200以下	200以下	200以下	200以下	200以下
トルエン可溶性 (%)	88以上				87以上			87以上	
貯蔵安定性 (24hr) (質量%)	1以下								1以下
凍結安定性 (-5℃)	-	合格子、無いこと		-				-	
使用用途	道路用	道路用	道路用	道路用	道路用	道路用	道路用	道路用	セメント・乳剤

JIS K 2208 (石油アスファルト乳剤)

2. セメント安定処理に使用するセメントは、~~普通ポルトランドセメント、高炉セメント、フライアッシュセメントとし、~~JIS R 5210 (ポルトランドセメント)、JIS R 5211 (高炉セメント)、~~JIS R 5213 (フライアッシュセメント)~~の規格に適合するものとする。

2. セメント安定処理に使用するセメントは、**JIS に規定されている** JIS R 5210 (ポルトランドセメント)、JIS R 5211 (高炉セメント) の規格に適合するものとする。

改正前	改正後
<p>3. 石灰安定処理に使用する石灰は、JIS R 9001 に規定にされる<b>工業用石灰</b>や、<del>生石灰</del>、消石灰、またはそれらを主成分とする石灰系安定材に適合するものとする。</p> <p>2 - 7 - 2 構造用圧延鋼材 <del>JIS G 3136 (建築構造用圧延鋼材)</del></p> <p>2 - 7 - 5 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品 JIS G 5101 (炭素鋼<b>鋳鉄</b>品) JIS G 5502 (球状黒鉛<b>鋳鋼</b>品)</p> <p>2 - 7 - 6 ボルト用鋼材 JIS M 2506 (ロックボルト)</p> <p>2 - 7 - 7 溶接材料 JIS Z 3351 (炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接ワイヤ)  <del>JIS B 1198 (頭付きスタッド)</del></p> <p>2 - 7 - 11 鉄 網 追加</p> <p>JIS G 3551 (溶接金網)</p>	<p>3. 石灰安定処理に使用する石灰は、JIS R 9001 に規定にされる生石灰(<b>特号および1号</b>)、消石灰(<b>特号および1号</b>)、またはそれらを主成分とする石灰系安定材に適合するものとする。</p> <p>2 - 7 - 2 構造用圧延鋼材 <b>削除</b></p> <p>2 - 7 - 5 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品 JIS G 5101 (炭素鋼<b>鋳鋼</b>品) JIS G 5502 (球状黒鉛<b>鋳鉄</b>品)</p> <p>2 - 7 - 6 ボルト用鋼材 JIS M 2506 (ロックボルト<b>及びその構成部品</b>)</p> <p>2 - 7 - 7 溶接材料 JIS Z 3351 (炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接<b>ソリッド</b>ワイヤ) <b>削除</b></p> <p>2 - 7 - 11 鉄 網 <b>ただし、ネットフェンスに使用する金網は、線径 2.6mm 以上、Z G S - 7 以上、網目 50mm 以内とする。</b></p> <p>JIS G 3551 (溶接金網<b>及び鉄筋格子</b>)</p>



改正前	改正後
<p>2 - 7 - 1 6 ガードレール(路側用、分離帯用)                      ( 2 ) 支 柱                      JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼管)</p>	<p>2 - 7 - 1 6 ガードレール(路側用、分離帯用)                      ( 2 ) 支 柱                      JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼<del>鋼</del>管)</p>
<p>2 - 7 - 1 7 ガードケーブル(路側用、分離帯用)                      ( 2 ) 支 柱                      JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼管)</p>	<p>2 - 7 - 1 7 ガードケーブル(路側用、分離帯用)                      ( 2 ) 支 柱                      JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼<del>鋼</del>管)</p>
<p>2 - 7 - 1 8 ガードパイプ(歩道用、路側用)                      ( 1 ) パイプ                      JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼管)                      ( 2 ) 支 柱                      JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼管)                      ( 4 ) 継 手                      JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼管)</p>	<p>2 - 7 - 1 8 ガードパイプ(歩道用、路側用)                      ( 1 ) パイプ                      JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼<del>鋼</del>管)                      ( 2 ) 支 柱                      JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼<del>鋼</del>管)                      ( 4 ) 継 手                      JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼<del>鋼</del>管)</p>
<p>2 - 8 - 3 混和材料                      3 . 混和材として用いる高炉スラグ微粉末は、JIS A 6206 (高炉スラグ微粉末)の規格に適合するものとする。                      4 . 混和剤として用いる A E 剤、減水剤、A E 減水剤、高性能 A E 減水剤は、JIS A 6204 (コンクリート用化学混和剤)の規格に適合するものとする。</p>	<p>2 - 8 - 3 混和材料                      3 . 混和材として用いる高炉スラグ微粉末は、JIS A 6206 ( <del>コンクリート用</del>高炉スラグ微粉末)の規格に適合するものとする。                      4 . 混和剤として用いる A E 剤、減水剤、A E 減水剤、高性能 A E 減水剤、<del>高性能減水剤、流動化剤および硬化促進剤</del>は、JIS A 6204 (コンクリート用化学混和剤)の規格に適合するものとする。</p>

改正前	改正後
<p>5. <del>混和剤として用いる流動化剤は、JSCE-D-101に適合するものとする。</del></p> <p>2 - 8 - 4 コンクリート用水</p> <p>1. コンクリートに使用する練混水は、上水道または <del>JSCE-B-101</del> <b>あるいは</b> JIS A 5308 付属書 3 に適合したものでなければならない。また養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。</p> <p>2. <b>請負者</b>は、鉄筋コンクリートには、海水を練りませず水として使用してはならない。</p> <p>2 - 9 - 2 セメントコンクリート製品 JIS A 5365 (プレキャストコンクリート製品 - 検査<b>及び</b>通則)</p> <p>2 - 10 - 1 一般瀝青材料 表 2 - 23 舗装用石油アスファルトの品質規格 <del>(JISA-2207-1996)</del></p> <p>2. ポリマー改質アスファルトは、表 2 - 24 の性状に適合するものとする。また、<b>請負者</b>は、プラントミックタイプについては、<del>あらかじめ</del>使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表 2 - 24 に示す値に適合していることを<b>確認</b>しなければならない。</p>	<p><b>改訂前の内容を削除したため、以下番号の変更。</b></p> <p>2 - 8 - 4 コンクリート用水</p> <p>1. コンクリートに使用する練混水は、上水道または JIS A 5308 (<b>レディ-ミクストコンクリート</b>) 付属書 3 に適合したものでなければならない。また養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。</p> <p>2. <b>請負者</b>は、鉄筋コンクリートには、海水を練りませず水として使用してはならない。<b>ただし、用心鉄筋を配置しない無筋コンクリートには、海水を用いても良い。</b></p> <p>2 - 9 - 2 セメントコンクリート製品 JIS A 5365 (プレキャストコンクリート製品 - 検査<b>方法</b>通則)</p> <p>2 - 10 - 1 一般瀝青材料 表 2 - 23 舗装用石油アスファルトの品質規格</p> <p>2. ポリマー改質アスファルトは、表 2 - 24 の性状に適合するものとする。また、<b>請負者</b>は、プラントミックタイプについては、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表 2 - 24 に示す値に適合していることを<b>確認</b>しなければならない。</p>

改正前

項目	単位	ポリマー改質アスファルトの標準的性状					
		I型	II型	III型		IV型	
				III型-A	III型-B		
軟化点	℃	50.0以上	55.0以上	70.0以上		80.0以上	
伸び(7℃)	cm	30以上	—	—		—	
伸び(15℃)	cm	—	30以上	50以上		50以上	
タフネス(25℃)	Pa	5.0以上	8.0以上	15以上		20以上	
テナシティ(25℃)	Pa	2.5以上	4.0以上	—		—	
配合材の割断率(%)	%	—	—	—		5以下	
ガラス転化点	℃	—	—	—		-12以下	
漏れ仕事量(-20℃)	kPa	—	—	—		400以上	
漏れ仕事量(-25℃)	kPa	—	—	—		300以下	
針入度(25℃)	1/10mm	40以上					
凍結加熱質量変化率	%	0.5以下					
凍結加熱針入率残留率	%	85以上					
引火点	℃	200以上					
密度(15℃)	g/cm <sup>3</sup>	試験書に付記					
最高混合温度	℃	試験書に付記					
最高貯留の温度	℃	試験書に付記					

表2 - 25 セミブローンアスファルト(AC - 100)の品質規格

改正後

表2 - 24 ポリマー改質アスファルトの標準的性状

項目	単位	I型	II型	III型		IV型	
				III型-A	III型-B	IV型-A	IV型-B
軟化点	℃	50.0以上	55.0以上	70.0以上		80.0以上	
伸び(7℃)	cm	30以上	—	—		—	—
伸び(15℃)	cm	—	30以上	50以上		50以上	—
タフネス(25℃)	Pa	5.0以上	8.0以上	15以上		20以上	—
テナシティ(25℃)	Pa	2.5以上	4.0以上	—		—	—
配合材の割断率(%)	%	—	—	—		5以下	
ガラス転化点	℃	—	—	—		-12以下	
漏れ仕事量(-20℃)	kPa	—	—	—		—	400以上
漏れ仕事量(-25℃)	kPa	—	—	—		—	300以下
針入度(25℃)	1/10mm	40以上					
凍結加熱質量変化率	%	0.5以下					
凍結加熱針入率残留率	%	85以上					
引火点	℃	200以上					
密度(15℃)	g/cm <sup>3</sup>	試験書に付記					
最高混合温度	℃	試験書に付記					
最高貯留の温度	℃	試験書に付記					

表2 - 25 セミブローンアスファルト(AC - 100)の規格

改正前

表 2 - 26 石油アスファルト乳剤の規格 (~~JIS K 2208-2000~~)

項目	セゾオン系乳剤								ノロオン系乳剤
	SE-1	SE-2	SE-3	SE-4	SE-1	SE-2	SE-3	SE-1	
エンターゲ (20℃)	3-10		1-4		3-10			3-10	
ふきかけ濃度 (%) (1.10mm)	0.3以下								0.3以下
貯蔵性	2/3以上				-				-
凍結度付着割合	-				凍結であること		-		-
凍結度付着割合	-				凍結であること		-		-
土まじり量付着割合 (%)	-								0以下
セメント混入率 (%)	-								1.0以下
粒子の電性	陰 (-)								-
電率濃度 (%)	80以上		80以上		87以上			87以上	
細目濃度 (%) (1.10mm)	100目 網式	100目 網式	100目 網式	80目 網式	80目 網式		80目 網式	80目 網式	
	2000目下	2000目下	2000目下	2000目下	2000目下		2000目下	2000目下	
トウオン可溶性 (%)	80以上				87以上			87以上	
貯蔵安定度 (24hr) (質量%)	1以下								1以下
凍結安定度 (-6℃)	-		凍結し、塊の無いこと		-				-
主な用途	加圧型 乳化剤 用	加圧型 乳化剤 用	安価型 乳化剤 用	安価型 乳化剤 用	セメント コンクリート 用	道路 用	道路 用	土間 用	セメント・ 乳剤 用

改正後

表 2 - 26 石油アスファルト乳剤の規格 (JIS K 2208-2000)

項目	セゾオン系乳剤								ノロオン系乳剤
	SE-1	SE-2	SE-3	SE-4	SE-1	SE-2	SE-3	SE-1	
エンターゲ (20℃)	3-10		1-4		3-10			3-10	
ふきかけ濃度 (%) (1.10mm)	0.3以下								0.3以下
貯蔵性	2/3以上				-				-
凍結度付着割合	-				凍結であること		-		-
凍結度付着割合	-				凍結であること		-		-
土まじり量付着割合 (%)	-								0以下
セメント混入率 (%)	-								1.0以下
粒子の電性	陰 (-)								-
電率濃度 (%)	80以上		80以上		87以上			87以上	
細目濃度 (%) (1.10mm)	100目 網式	100目 網式	100目 網式	80目 網式	80目 網式		80目 網式	80目 網式	
	2000目下	2000目下	2000目下	1800目下	2000目下		2000目下	2000目下	
トウオン可溶性 (%)	80以上				87以上			87以上	
貯蔵安定度 (24hr) (質量%)	1以下								1以下
凍結安定度 (-6℃)	-		凍結し、塊の無いこと		-				-
主な用途	加圧型 乳化剤 用	加圧型 乳化剤 用	安価型 乳化剤 用	安価型 乳化剤 用	セメント コンクリート 用	道路 用	道路 用	土間 用	セメント・ 乳剤 用

JIS K 2208 (石油アスファルト乳剤)

改正前

表 2 - 27 アスファルト乳剤の標準的性状

(日本アスファルト乳剤協会規格)

会規格)

種類及び記号	標準アスファルト乳剤						
	PKR-T	PKR-P	PKR-H	PK-L	PK-F	PK-B	
エングラード (25℃)	1~10	2~30	2~40	2~4	—	—	
セイボルトフロール秒 (50℃) s	—	—	—	—	—	20~400	
ふるい残留分 (1.18mm) %	0.3以下						
付着度	2/3以上		—	2/3以上			
粒子の電荷	陽 (+)						
留田油分 (30℃までの)	—	—	—	—	10以下	10以下	
蒸発残留分質量 %	50以上	47以上	48以上	48以上	48以上	48以上	
蒸留残留度	針入度 (25℃) 1/10mm	60を超え150以下		200を超え300以下	200を超え300以下	200を超え300以下	
		軟化点℃		42.0以上	42.0以上	42.0以上	—
	77粒	(25℃) N・m	2.0以上	—	—	—	—
		(15℃) N・m	—	4.0以上	2.0以上	—	—
		(25℃) N・m	1.5以上	—	—	—	—
(15℃) N・m	—	2.0以上	1.5以上	—	—		
貯蔵安定度 (24hr) 質量%	1以下			—	—	—	
浸透性 s	—	—	—	—	300以上	—	
凍結安定度 (-5℃)	—	—	—	—	—	—	
標準	PKR-T	PKR-P	PKR-H	PK-L	PK-F	PK-B	

〔注〕PK P 及び PK H の蒸留残留物の針入度については 15—における値とする。

—なお、夏期に使用する PK H の蒸留残留物の針入度は 25—における値とする。

改正後

表 2 - 27 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状

種類及び記号		PKR-T	
エングラード (25℃)		1 ~ 10	
セイボルトフロール秒 (50℃) s		—	
ふるい残留分 (1.18mm) %		0.3以下	
付着度		2/3以上	
粒子の電荷		陽 (+)	
留田油分 (30℃までの)		—	
蒸発残留分質量 %		50以上	
蒸留残留度	針入度 (25℃) 1/10mm	60を超え150以下	
	軟化点 ℃	42.0以上	
	77粒	(25℃) N・m	3.0以上
		(15℃) N・m	—
	77粒	(25℃) N・m	1.5以上
(15℃) N・m		—	
貯蔵安定度 (24hr) 質量 %		1以下	
浸透性 s		—	
凍結安定度 (-5℃)		—	

(日本アスファルト乳剤協会規格)

改正前	改正後																																																																								
<p>5 . 硬質アスファルトに用いるアスファルトは表 2 - 28 の規格に適合するものとする。</p> <p>6 . <del>硬質アスファルトは、表 2 - 29 の規格を標準とするものとする。</del></p> <p>追加</p> <p>2 - 1 0 - 3 再生用添加剤</p> <p>表 2 - 30 再生用添加剤の品質（エマルジョン系）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>目</th> <th>単位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><del>粘</del></td> <td><del>度 (15℃)</del></td> <td><del>g/cm<sup>3</sup></del></td> <td><del>報告</del></td> <td><del>JIS K 9240</del></td> </tr> <tr> <td></td> <td>粘 度 (25℃)</td> <td>SPS</td> <td>15～85</td> <td rowspan="2">舗装試験法便覧</td> </tr> <tr> <td></td> <td>蒸 発 残 留 分</td> <td>%</td> <td>60以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">蒸 発 残 留 物</td> <td><del>粘</del></td> <td><del>度 (15℃)</del></td> <td><del>報告</del></td> <td><del>JIS K 9240</del></td> </tr> <tr> <td></td> <td>引 火 点 (COC)</td> <td>℃</td> <td>200以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>粘 度 (60℃)</td> <td>g/s</td> <td>50～300</td> </tr> <tr> <td></td> <td>薄膜加熱後の粘度比(60℃)</td> <td></td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>薄膜加熱質量変化率</td> <td>%</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>組成分析</td> <td></td> <td>報告</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項	目	単位	規格値	試験方法	<del>粘</del>	<del>度 (15℃)</del>	<del>g/cm<sup>3</sup></del>	<del>報告</del>	<del>JIS K 9240</del>		粘 度 (25℃)	SPS	15～85	舗装試験法便覧		蒸 発 残 留 分	%	60以上	蒸 発 残 留 物	<del>粘</del>	<del>度 (15℃)</del>	<del>報告</del>	<del>JIS K 9240</del>		引 火 点 (COC)	℃	200以上		粘 度 (60℃)	g/s	50～300		薄膜加熱後の粘度比(60℃)		2以下		薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下		組成分析		報告		<p>5 .硬質アスファルトに用いるアスファルトは表 2 - 28 の規格に適合するものとし、<b>硬質アスファルトの性状は表 2 - 2 9 の規格に適合するものとする。</b></p> <p>6 . <b>グースアスファルトに使用するアスファルトは、表 2 - 2 8 に示す硬質アスファルトの規格に適合するものとする。</b></p> <p><b>7 . グースアスファルトは表 2 - 2 9 の規格を標準とする。</b></p> <p>2 - 1 0 - 3 再生用添加剤</p> <p>表 2 - 30 再生用添加剤の品質（エマルジョン系）<b>路上表層再生用</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>目</th> <th>単位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>粘 度 (25℃)</td> <td>SFS</td> <td>15～85</td> <td rowspan="5">舗装調査・試験法便覧参照</td> </tr> <tr> <td></td> <td>蒸 発 残 留 分</td> <td>%</td> <td>60以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">蒸 発 残 留 物</td> <td>引 火 点 (COC)</td> <td>℃</td> <td>200以上</td> </tr> <tr> <td>粘 度 (60℃)</td> <td>g/s</td> <td>50～300</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比(60℃)</td> <td></td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率</td> <td>%</td> <td>6.0以下</td> </tr> </tbody> </table>	項	目	単位	規格値	試験方法		粘 度 (25℃)	SFS	15～85	舗装調査・試験法便覧参照		蒸 発 残 留 分	%	60以上	蒸 発 残 留 物	引 火 点 (COC)	℃	200以上	粘 度 (60℃)	g/s	50～300	薄膜加熱後の粘度比(60℃)		2以下	薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下
項	目	単位	規格値	試験方法																																																																					
<del>粘</del>	<del>度 (15℃)</del>	<del>g/cm<sup>3</sup></del>	<del>報告</del>	<del>JIS K 9240</del>																																																																					
	粘 度 (25℃)	SPS	15～85	舗装試験法便覧																																																																					
	蒸 発 残 留 分	%	60以上																																																																						
蒸 発 残 留 物	<del>粘</del>	<del>度 (15℃)</del>	<del>報告</del>	<del>JIS K 9240</del>																																																																					
		引 火 点 (COC)	℃	200以上																																																																					
		粘 度 (60℃)	g/s	50～300																																																																					
		薄膜加熱後の粘度比(60℃)		2以下																																																																					
		薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下																																																																					
	組成分析		報告																																																																						
項	目	単位	規格値	試験方法																																																																					
	粘 度 (25℃)	SFS	15～85	舗装調査・試験法便覧参照																																																																					
	蒸 発 残 留 分	%	60以上																																																																						
蒸 発 残 留 物	引 火 点 (COC)	℃	200以上																																																																						
	粘 度 (60℃)	g/s	50～300																																																																						
	薄膜加熱後の粘度比(60℃)		2以下																																																																						
	薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下																																																																						

改正前	改正後																																									
<p>表 2 - 31 再生用添加剤の品質（オイル系）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>単位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><del>密 度 (15℃)</del></td> <td><del>g/cm<sup>3</sup></del></td> <td><del>報告</del></td> <td><del>JIS K 2249</del></td> </tr> <tr> <td>引 火 点 (COC)</td> <td>℃</td> <td>200以上</td> <td rowspan="5">舗装試験法便覧</td> </tr> <tr> <td>粘 度 (60℃)</td> <td><del>mm<sup>2</sup>/s</del></td> <td>50～300</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比(60℃)</td> <td></td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率</td> <td>%</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td><del>組 成 分 析</del></td> <td></td> <td><del>報告</del></td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2 - 32 再生用添加時の品質</p> <p><del>〔注1〕再生用添加剤の品質は、使用実績をもとにアスファルト系及び石油潤滑油系を主体に定めたものである。動植物系、アスファルト乳剤系等については、使用実績が少ないので品質は示していない。</del></p> <p><del>〔注2〕動粘度(60)は旧アスファルトの針入度等の性状を回復できることおよび引火点も考慮して定めたものである。</del></p> <p><del>〔注3〕引火点は、再生加熱アスファルト混合物製造時における作業の安全性を考慮して示している。</del></p> <p><del>〔注4〕薄膜加熱後の粘度比および薄膜加熱質量変化率は、再生用添加剤そのものの耐熱性を評価するために示している。</del></p> <p>2 - 1 3 - 1 一般事項</p> <p>4 .</p> <p>JIS K 5627 (ジンクロメートさび止めペイント)</p> <p>JIS K 5628 (鉛酸ジンクロメートさび止めペイント)</p>	項 目	単位	規格値	試験方法	<del>密 度 (15℃)</del>	<del>g/cm<sup>3</sup></del>	<del>報告</del>	<del>JIS K 2249</del>	引 火 点 (COC)	℃	200以上	舗装試験法便覧	粘 度 (60℃)	<del>mm<sup>2</sup>/s</del>	50～300	薄膜加熱後の粘度比(60℃)		2以下	薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下	<del>組 成 分 析</del>		<del>報告</del>	<p>表 2 - 31 再生用添加剤の品質（オイル系）<b>路上表層再生用</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>単位</th> <th>規 格 値</th> <th>試 験 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引 火 点 (COC)</td> <td>℃</td> <td>200以上</td> <td rowspan="4">舗装調査・試験法便覧参照</td> </tr> <tr> <td>粘 度 (60℃)</td> <td>mm<sup>2</sup>/s</td> <td>50～300</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比(60℃)</td> <td></td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率</td> <td>%</td> <td>6.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2 - 32 再生用添加時の品質<b>プラント再生用</b></p> <p><b>削除</b></p> <p><b>削除</b></p> <p><b>削除</b></p> <p><b>削除</b></p> <p>2 - 1 3 - 1 一般事項</p> <p>4 .</p> <p>JIS K 5627 (ジンク<b>ク</b>ロメートさび止めペイント)</p> <p>JIS K 5628 (鉛酸ジンク<b>ク</b>ロメートさび止めペイント)</p>	項 目	単位	規 格 値	試 験 方 法	引 火 点 (COC)	℃	200以上	舗装調査・試験法便覧参照	粘 度 (60℃)	mm <sup>2</sup> /s	50～300	薄膜加熱後の粘度比(60℃)		2以下	薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下
項 目	単位	規格値	試験方法																																							
<del>密 度 (15℃)</del>	<del>g/cm<sup>3</sup></del>	<del>報告</del>	<del>JIS K 2249</del>																																							
引 火 点 (COC)	℃	200以上	舗装試験法便覧																																							
粘 度 (60℃)	<del>mm<sup>2</sup>/s</del>	50～300																																								
薄膜加熱後の粘度比(60℃)		2以下																																								
薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下																																								
<del>組 成 分 析</del>		<del>報告</del>																																								
項 目	単位	規 格 値	試 験 方 法																																							
引 火 点 (COC)	℃	200以上	舗装調査・試験法便覧参照																																							
粘 度 (60℃)	mm <sup>2</sup> /s	50～300																																								
薄膜加熱後の粘度比(60℃)		2以下																																								
薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下																																								

長崎県建設工事共通仕様書(佐世保市読替版)新旧対照表

改正前	改正後
<p><b>2 - 1 4 - 1 道路標識</b>            ( 1 ) 標識板                JIS K 6718 (メタクリル樹脂板)</p> <p><b>2 - 1 4 - 2 区画線</b>                JIS K 5665                <del>JIS R 3301—路面標示塗料用ガラスビーズ</del></p> <p><b>2 - <del>1 3</del> - 2 合成樹脂製品</b>                JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管)                JIS K 6742 (水道用硬質塩化ビニル管)                JIS K 6745 (硬質塩化ビニル板)</p> <p>    JIS K 6773 (塩化ビニル樹脂製止水板)                JIS A 6008 (合成高分子ルーフィング)</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b>                日本道路協会 舗装試験法便覧 (昭和63年4月)                環境庁 水質汚濁に係わる環境基準について(告示)                日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成46年3月)                <del>日本道路協会—舗装設計施工指針(平成48年2月)</del>                建設業労働災害防止協会 ずい道工事における換気技術指針</p> <p>    労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン                (平成12年12月)</p>	<p><b>2 - 1 4 - 1 道路標識</b>            ( 1 ) 標識板                JIS K 6718 (プラスチック-メタクリル樹脂板)</p> <p><b>2 - 1 4 - 2 区画線</b>                JIS K 5665 (路面表示用塗料)                削除</p> <p><b>2 - 1 5 - 2 合成樹脂製品</b>                JIS K 6741 (硬質ポリ塩化ビニル管)                JIS K 6742 (水道用ポリ硬質塩化ビニル管)                JIS K 6745 (プラスチック-硬質ポリ塩化ビニルシートタイプ、寸法及び特性 第1部：厚さ1mm以上の板)                JIS K 6773 (ポリ塩化ビニル樹脂製止水板)                JIS A 6008 (合成高分子系ルーフィングシート)</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b>                日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月)                環境庁 水質汚濁に係わる環境基準                日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成20年1月)                削除                建設業労働災害防止協会 ずい道工事における換気技術指針 (設計および保守管理)</p> <p>    労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン                (平成20年3月)</p>



改正前	改正後
<p><b>3 - 3 - 2 材料</b></p> <p>2. 縁石工において、縁石材料にコンクリート二次製品を使用する場合は、使用する材料は、第1編2 - 9 - 2セメントコンクリート製品の規定によるものとする。また、長尺物の縁石については JIS A 5308 に準ずるものとする。</p> <p><b>3 - 3 - 3 作業土工(床掘り・埋戻し)</b></p> <p>10. 請負者は、埋戻し箇所が水中の場合には、施工前に排水しなければならない。</p> <p><b>3 - 3 - 6 吹付工</b></p> <p>6. 請負者は、1日の作業の終了時及び休憩時には、吹付けの端部が次第に薄くなるように施工するものとし、これに打継ぐ場合は、この部分のごみ、泥土等吹付材の付着に害となるものを除去後—清掃し、かつ—湿らせてから吹付けなければならない。</p> <p><b>3 - 3 - 7 植生工</b></p> <p>5. 請負者は、現場に搬入された芝は、すみやかに芝付けするものとし、直射光、雨露にさらしたり、積み重ねて枯死させないようにしなければならない。また、請負者は、芝付け後、枯死しないように養生しなければならない。なお工事完了引渡しまでに枯死した場合は、請負者は、その原因を調査し、監督員に通知するとともに、再度施工し、施工結果を監督員に通知しなければならない。</p>	<p><b>3 - 3 - 2 材料</b></p> <p>2. 縁石工において、縁石材料にコンクリート二次製品を使用する場合は、使用する材料は、第1編2 - 9 - 2セメントコンクリート製品の規定によるものとする。また、長尺物の縁石については JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) に準ずるものとする。</p> <p><b>3 - 3 - 3 作業土工(床掘り・埋戻し)</b></p> <p>10. 請負者は、埋戻し箇所に湧水及び滞水などがある場合には、施工前に排水しなければならない。</p> <p><b>3 - 3 - 6 吹付工</b></p> <p>6. 請負者は、1日の作業の終了時及び休憩時には、吹付けの端部が次第に薄くなるように施工するものとし、これに打継ぐ場合は、この部分のごみ、泥土等吹付材の付着に害となるものを除去及び清掃し、湿らせてから吹付けなければならない。</p> <p><b>3 - 3 - 7 植生工</b></p> <p>5. 請負者は、現場に搬入された芝は、すみやかに芝付けするものとし、直射光、雨露にさらしたり、積み重ねて枯死させないようにしなければならない。また、請負者は、芝付け後、枯死しないように養生しなければならない。なお工事完了引渡しまでに枯死した場合は、請負者は、その原因を調査し、監督員に報告するとともに、再度施工し、施工結果を監督員に報告しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p><b>3 - 3 - 9 小型標識工</b></p> <p>16. 請負者は、防錆処理にあたり、その素材前処理、メッキ及び後処理作業を JIS H-9124 (溶融亜鉛メッキ作業標準) の規定により行わなければならない。なお、ネジ部はメッキ後ネジさらい、または遠心分離をしなければならない。</p> <p><b>3 - 3 - 13 道路付属物工</b></p> <p>6. 請負者は、道路鋏を設置する際は、設計図書に定められた位置に設置しなければならないが、設置位置が明示されていない場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p><b>3 - 3 - 14 桁製作工</b></p> <p>(1) 原 寸</p> <p>請負者は、JIS B 7512 (鋼製巻尺) の 1 級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。</p> <p>(2) 工 作</p> <p>請負者は、主要部材の板取りは、主たる応力の方向と圧延方向とが一致することを確認し、行わなければならない。</p> <p>請負者は、けがきにあたって、完成後も残るような場所にはタガネ・ポンチ傷をつけてはならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p><b>3 - 3 - 9 小型標識工</b></p> <p>16. 請負者は、防錆処理にあたり、その素材前処理、メッキ及び後処理作業を JIS H8641 (溶融亜鉛メッキ) の規定により行わなければならない。なお、ネジ部はメッキ後ネジさらい、または遠心分離をしなければならない。</p> <p><b>3 - 3 - 13 道路付属物工</b></p> <p>6. 請負者は、道路鋏を設置する際は、設計図書に定められた位置に設置しなければならないが、設置位置が明示されていない場合は、監督員と協議しなければならない。</p> <p><b>3 - 3 - 14 桁製作工</b></p> <p>(1) 原 寸</p> <p>請負者は、JIS B 7512 (鋼製巻尺) の 1 級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。なお、これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(2) 工 作</p> <p>請負者は、主要部材の板取りにあたっては、主たる応力の方向と圧延方向とが一致することを確認し、行わなければならない。</p> <p>請負者は、けがきにあたって、完成後も残るような場所にはタガネ・ポンチ傷をつけてはならない。</p>

改正前	改正後
<p>( 4 ) 溶接施工試験</p> <p>4 ) 再試験は、<b>最初</b>の個数の 2 倍とする。</p> <p>( 7 ) 組立溶接                      仮付け溶接のすみ肉 <del>(または換算)</del> 脚長は 4 mm 以上とし、長さは 80 mm 以上とするものとする。ただし、厚い方の板厚が 12 mm 以下の場合、または次の式により計算した鋼材の溶接われ感受性組成 PCM が 0.22% 以下の場合、50 mm 以上とすることができるものとする。</p> <p>( 8 ) 予 熱  <b>請負者</b>は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側 100 mm 及びアークの前方 100 mm 範囲の母材を表 3 - 4 により予熱 <del>しなければならない</del>。</p> <p>( 11 ) 溶接の検査</p> <p>引張応力を受ける溶接部 JIS Z 3104 付属書 4「透過写真によるきずの像の分類方法」に示す 2 類以上                      圧縮応力を受ける溶接部 JIS Z 3104 付属書 4「透過写真によるきずの像の分類方法」に示す 3 類以上</p>	<p>( 4 ) 溶接施工試験</p> <p>4 ) 再試験は、<b>当初試験時</b>の個数の 2 倍とする。</p> <p>( 7 ) 組立溶接                      仮付け溶接のすみ肉脚長 <b>(すみ肉溶接以外の溶接にあってはすみ肉換算の脚長)</b> は 4 mm 以上とし、長さは 80 mm 以上とするものとする。ただし、厚い方の板厚が 12 mm 以下の場合、または次の式により計算した鋼材の溶接われ感受性組成 PCM が 0.22% 以下の場合、50 mm 以上とすることができるものとする。</p> <p>( 8 ) 予 熱  <b>請負者</b>は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側 100 mm 及びアークの前方 100 mm 範囲の母材を表 3 - 4 により予熱 <b>することを標準とする</b>。</p> <p>( 11 ) 溶接の検査</p> <p>引張応力を受ける溶接部 JIS Z 3104 <b>(鋼溶接継手の放射線透過試験方法)</b> 付属書 4「透過写真によるきずの像の分類方法」に示す 2 類以上                      圧縮応力を受ける溶接部 JIS Z 3104 <b>(鋼溶接継手の放射線透過試験方法)</b> 付属書 4「透過写真によるきずの像の分類方法」に示す 3 類以上</p>

改正前	改正後
<p><b>3 - 3 - 15 工場塗装工</b></p> <p>2 . 請負者は、前処理として被塗物表面の塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は<b>設計図書</b>に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様を適用しなければならない。</p> <p>1 種 <b>ケレン</b></p> <p>塗膜、黒皮、さび、その他の付着品を完全に除去（素地調整のグレードは、ISO 規格で S a <b>2.5以上</b>）し、鋼肌を露出させたもの。</p> <p>3 . 請負者は、気温、湿度の条件が表 3 - 12 の制限を満足しない場合、塗装を行ってはならない。</p>	<p><b>3 - 3 - 15 工場塗装工</b></p> <p>2 . 請負者は、前処理として被塗物表面の塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は<b>設計図書</b>に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様を適用しなければならない。</p> <p><b>素地調整程度 1 種</b></p> <p>塗膜、黒皮、さび、その他の付着品を完全に除去（素地調整のグレードは、<b>除せい（錆）程度</b>の ISO 規格で S a <b>2 1/2</b>）し、鋼肌を露出させたもの。</p> <p>3 . 請負者は、気温、湿度の条件が表 3 - 12 の<b>塗装禁止</b>制限を満足しない場合、塗装を行ってはならない。<b>ただし、塗装作業所が屋内で、温度、湿度が調整されているときは、屋外の気象条件に関係なく塗装してもよい。これ以外の場合は、監督員と協議しなければならない。</b></p>

改正前

表3-12 塗布作業時の気温・湿度の制限

塗料の種類	気温(℃)	湿度(RH%)
長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上
無機ジクリアッチプライマー	0以下	50以下
無機ジクリアッチペイント		
有機ジクリアッチペイント	10以下	85以上
エポキシ樹脂塗料下塗		
変性エポキシ樹脂塗料下塗	10以下	85以上
変性エポキシ樹脂塗料内面用		
車輪めっき用エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上
弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料下塗		
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	10以下	85以上
エポキシ樹脂塗料下塗(低湿用)		
変性エポキシ樹脂塗料下塗(低湿用)	5以下, 20以上	85以上
変性エポキシ樹脂塗料内面用(低湿用)		
無溶剤変性エポキシ樹脂塗料	10以下, 30以上	85以上
無溶剤変性エポキシ樹脂塗料(低湿用)	5以下, 20以上	85以上
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上
ふっ素樹脂塗料中塗		
弱溶剤形ふっ素樹脂塗料中塗	5以下	85以上
コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料中塗		
コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料中塗		
ふっ素樹脂塗料上塗		
弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上
コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗		
コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗		
鉛・クロムフリーさび止めペイント		
長油性フタル酸樹脂塗料中塗	5以下	85以上
長油性フタル酸樹脂塗料上塗		

改正後

表3-12 塗布禁止条件

塗料の種類	気温(℃)	湿度(RH%)
長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上
無機ジクリアッチプライマー	0以下	50以下
無機ジクリアッチペイント		
有機ジクリアッチペイント	10以下	85以上
エポキシ樹脂塗料下塗 ※		
変性エポキシ樹脂塗料下塗	10以下	85以上
変性エポキシ樹脂塗料内面用 ※		
車輪めっき用エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上
弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料下塗		
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	10以下	85以上
エポキシ樹脂塗料下塗(低湿用)		
変性エポキシ樹脂塗料下塗(低湿用)	5以下, 20以上	85以上
変性エポキシ樹脂塗料内面用(低湿用)		
無溶剤変性エポキシ樹脂塗料 ※	10以下, 30以上	85以上
無溶剤変性エポキシ樹脂塗料(低湿用)	5以下, 20以上	85以上
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上
ふっ素樹脂塗料中塗		
弱溶剤形ふっ素樹脂塗料中塗	5以下	85以上
コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗		
コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗		
ふっ素樹脂塗料上塗		
弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上
コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗		
コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗		
鉛・クロムフリーさび止めペイント		
長油性フタル酸樹脂塗料中塗	5以下	85以上
長油性フタル酸樹脂塗料上塗		

注) ※印を付した塗料を低温時に塗布する場合は、低温用の塗料を用いなければならない。

改正前	改正後
<p>4. 請負者は、新橋、鋼製ダムの素地調整にあたっては、<b>第1種ケレン</b>を行わなければならない。</p> <p>8. 請負者は、塗料を使用前に攪拌し、容器の<b>底部に顔料が洗殿しないよう</b>にしてから使用しなければならない。</p> <p>10. 下 塗</p> <p>(4) 請負者は、塗装作業に<b>あたってエアレススプレー塗装を原則とする</b>が、<b>小物部材や部材の凹凸部、エッジ部等の塗膜が薄くなりやすい部分にはハケで先行塗装するものとする</b>。</p> <p>(5) 請負者は、<b>第1種</b>の素地調整を行ったときは、4時間以内に<b>金属前処理</b>塗装を施さなければならない。</p> <p>11. 中塗り、上塗り</p> <p>(2) 請負者は、海岸地域、大気汚染の著しい地域等、特殊環境の鋼橋の塗装については、素地調整終了から上塗完了までを<b>作業工程、作業手順を確保しながら</b>、すみやかに塗装しなければならない。</p> <p>3 - 3 - 16 コンクリート面塗装工</p> <p>1. 請負者は、塗装に先立ちコンクリート面の素地調整において、以下の項目に従わなければならない。</p> <p>(1) 請負者は、コンクリート表面に付着したじんあい、<b>粉化物等塗装</b>に悪影響を及ぼすものは除去しなければならない。</p>	<p>4. 請負者は、新橋、鋼製ダムの素地調整にあたっては、<b>素地調整程度1種</b>を行わなければならない。</p> <p>8. 請負者は、塗料を使用前に攪拌し、容器の<b>塗料を均一な状況</b>にしてから使用しなければならない。</p> <p>10. 下 塗</p> <p>(4) 請負者は、塗装作業に<b>エアレススプレー、ハケまたはローラーブラシ</b>を用いなければならない。また、塗布作業に際しては各塗布方法の特徴を理解して行わなければならない。</p> <p>(5) 請負者は、<b>素地調整程度1種</b>を行ったときは、4時間以内に塗装を施さなければならない。</p> <p>11. 中塗り、上塗り</p> <p>(2) 請負者は、海岸地域、大気汚染の著しい地域等、特殊環境の鋼橋の塗装については、素地調整終了から上塗完了までをすみやかに塗装しなければならない。</p> <p>3 - 3 - 16 コンクリート面塗装工</p> <p>1. 請負者は、塗装に先立ちコンクリート面の素地調整において、以下の項目に従わなければならない。</p> <p>(1) 請負者は、コンクリート表面に付着した<b>レイタンス、じんあい(埃)、油脂類、塩分等の有害物や脆弱部等、前処理のプライマーの密着性</b>に悪影響を及ぼすものは<b>確実に</b>除去しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>3 . 請負者は、次の場合、塗装を行ってはならない。</p> <p>( 1 ) 気温が、エポキシ系塗料を用いる場合で5 以下のとき、ポリウレタン系塗料を用いる場合で0 以下のとき</p> <p>( 6 ) コンクリート面が結露しているとき</p> <p>3 - 4 - 4 既製杭工</p> <p>4 . 請負者は、あらかじめ杭の打止め管理方法(ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定など)等を定め<b>施工計画書</b>に記載し、施工にあたり施工記録を整備・保管し、<b>監督員</b>の請求があった場合は、遅滞なく<b>提示</b>するとともに検査時に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>14 . 請負者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201—<b>施工 6.3 各種工法</b>—による<b>施工</b>で、<b>6.3.3 埋込み工法</b>を用いる<b>施工</b>の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が<b>設計図書</b>に示された支持層付近に達した時点で支持層の<b>確認</b>をするとともに、<b>確認</b>のための資料を整備・保管し、<b>監督員</b>の請求があった場合は、遅滞なく<b>提示</b>するとともに、検査時に<b>提出</b>しなければならない。</p>	<p>3 . 請負者は、次の場合、塗装を行ってはならない。</p> <p>( 1 ) 気温が、<b>コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー、コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗及び柔軟系エポキシ樹脂塗料中塗</b>を用いる場合で5 以下のとき、<b>コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗及び柔軟系ふっ素樹脂塗料上塗</b>を用いる場合で0 以下のとき</p> <p>( 6 ) コンクリート<b>表面の含水率は高周波水分計で8 %以上の</b>とき</p> <p>3 - 4 - 4 既製杭工</p> <p>4 . 請負者は、あらかじめ杭の打止め管理方法(ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定など)等を定め<b>施工計画書</b>に記載し、施工にあたり施工記録を整備・保管し、<b>監督員</b>の請求があった場合は、遅滞なく<b>提示</b>するとともに検査時<b>までに提出</b>しなければならない。</p> <p>14 . 請負者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201 (<b>遠心力コンクリートくい</b>の<b>施工標準</b>) <b>施工 8.3 くい</b>施工で、<b>8.3.3 埋込み工法</b>を用いる<b>施工</b>の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が<b>設計図書</b>に示された支持層付近に達した時点で支持層の<b>確認</b>をするとともに、<b>確認</b>のための資料を整備・保管し、<b>監督員</b>の請求があった場合は、遅滞なく<b>提示</b>するとともに、検査時<b>までに提出</b>しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>21 .</p> <p>(10) 請負者は、本項(7)及び(8)の当該記録を整備・保管し、<b>監督員</b>の請求があった場合は、遅滞なく<b>提示</b>するとともに、検査時に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>3 - 4 - 5 場所打杭工</p> <p>2 . 請負者は、杭長決定の管理方法を定め<b>施工計画書</b>に記載し、施工にあたり施工記録を整備・保管し、<b>監督員</b>の請求があった場合は、遅滞なく<b>提示</b>するとともに検査時に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>9 . 請負者は、場所打杭工の施工にあたり、<b>設計図書</b>に示した支持地盤に達したことを、掘削深さ、掘削土砂、地質柱状図及びサンプルなどにより<b>確認</b>し、その資料を整備・保管し、<b>監督員</b>の請求があった場合は、遅滞なく<b>提示</b>するとともに、検査時に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>14 . 請負者は、場所打杭工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レイトンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで<b>設計図書</b>に示す打上り面より50 cm以上高く打込み、硬化後、<b>設計図書</b>に示す高さまで取り壊さなければならない。</p>	<p>21 .</p> <p>(10) 請負者は、本項(7)及び(8)の当該記録を整備・保管し、<b>監督員</b>の請求があった場合は、遅滞なく<b>提示</b>するとともに、検査時<b>まで</b>に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>3 - 4 - 5 場所打杭工</p> <p>2 . 請負者は、杭長決定の管理方法を定め<b>施工計画書</b>に記載し、施工にあたり施工記録を整備・保管し、<b>監督員</b>の請求があった場合は、遅滞なく<b>提示</b>するとともに検査時<b>まで</b>に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>9 . 請負者は、場所打杭工の施工にあたり、<b>設計図書</b>に示した支持地盤に達したことを、掘削深さ、掘削土砂、地質柱状図及びサンプルなどにより<b>確認</b>し、その資料を整備・保管し、<b>監督員</b>の請求があった場合は、遅滞なく<b>提示</b>するとともに、検査時<b>まで</b>に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>14 . 請負者は、場所打杭工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レイトンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで<b>設計図書</b>に示す打上り面より<b>孔内水を使用しない場合</b>で50 cm以上、<b>孔内水を使用する場合</b>で<b>80cm</b>以上高く打込み、硬化後、<b>設計図書</b>に示す高さまで取り壊さなければならない。</p>



改正前	改正後
<p>追加</p> <p>3 - 4 - 6 深礎工</p> <p>4 . 請負者は、孔底が<b>設計図書</b>に示す支持地盤に達したことを、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより<b>確認</b>し、その資料を整備・保管し、<b>監督員</b>の請求があった場合は、遅滞なく<b>提示</b>するとともに、検査時に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>13 . 請負者は、グラウトの注入方法については、<b>施工計画書</b>に記載し、施工にあたっては施工記録を整備保管し、<b>監督員</b>の請求があった場合は直ちに<b>提示</b>するとともに、検査時に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>3 - 4 - 7 オープンケーソン基礎工</p> <p>4 . 請負者は、オープンケーソンの施工にあたり、施工記録を整備・保管し、<b>監督員</b>の請求があった場合は、遅滞なく<b>提示</b>するとともに検査時に<b>提出</b>しなければならない。</p>	<p>23 . 請負者は、全ての杭について、床掘完了後（杭頭余盛部の撤去前）に杭頭部の杭径を<b>確認</b>するとともに、その状況について写真撮影を行い<b>監督員</b>に提出するものとする。その際、杭径が出来形管理基準を満たさない状況が発生した場合は、補修方法等について<b>監督員</b>と協議を行うものとする。</p> <p>3 - 4 - 6 深礎工</p> <p>4 . 請負者は、孔底が<b>設計図書</b>に示す支持地盤に達したことを、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより<b>確認</b>し、その資料を整備・保管し、<b>監督員</b>の請求があった場合は、遅滞なく<b>提示</b>するとともに、検査時<b>ま</b><b>で</b>に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>13 . 請負者は、グラウトの注入方法については、<b>施工計画書</b>に記載し、施工にあたっては施工記録を整備保管し、<b>監督員</b>の請求があった場合は直ちに<b>提示</b>するとともに、検査時<b>ま</b><b>で</b>に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>3 - 4 - 7 オープンケーソン基礎工</p> <p>4 . 請負者は、オープンケーソンの施工にあたり、施工記録を整備・保管し、<b>監督員</b>の請求があった場合は、遅滞なく<b>提示</b>するとともに検査時<b>ま</b><b>で</b>に<b>提出</b>しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>9. 請負者は、オープンケーソンが<b>設計図書</b>に示された深度に達したときは、ケーソン底面の乱された地盤の底ざらいを行い、支持地盤となる地山及び土質柱状図に基づき底面の支持地盤条件が<b>設計図書</b>を満足することを<b>確認</b>し、その資料を整備・保管し、<b>監督員</b>の請求があった場合は、遅滞なく<b>提示</b>するとともに、検査時に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>3 - 4 - 8 ニューマチックケーソン基礎工</p> <p>3. 請負者は、ニューマチックケーソンの施工にあたり、施工記録を整備・保管し、<b>監督員</b>の請求があった場合は、遅滞なく<b>提示</b>するとともに、検査時に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>7. 請負者は、ニューマチックケーソンが<b>設計図書</b>に示された深度に達したときは底面地盤の支持力と地盤反力係数を<b>確認</b>するために平板載荷試験を行い、当該ケーソンの支持に関して<b>設計図書</b>との適合を<b>確認</b>するとともに、<b>確認</b>のための資料を整備・保管し、<b>監督員</b>の請求があった場合は、遅滞なく<b>提示</b>するとともに、検査時に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>3 - 4 - 9 鋼管矢板基礎工</p> <p>2. 請負者は、あらかじめ杭長決定の管理方法等を定め<b>施工計画書</b>に記載し施工にあたり施工記録を整備・保管し、<b>監督員</b>の請求があった場合は、遅滞なく<b>提示</b>するとともに検査時に<b>提出</b>しなければならない。</p>	<p>9. 請負者は、オープンケーソンが<b>設計図書</b>に示された深度に達したときは、ケーソン底面の乱された地盤の底ざらいを行い、支持地盤となる地山及び土質柱状図に基づき底面の支持地盤条件が<b>設計図書</b>を満足することを<b>確認</b>し、その資料を整備・保管し、<b>監督員</b>の請求があった場合は、遅滞なく<b>提示</b>するとともに、検査時<b>まで</b>に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>3 - 4 - 8 ニューマチックケーソン基礎工</p> <p>3. 請負者は、ニューマチックケーソンの施工にあたり、施工記録を整備・保管し、<b>監督員</b>の請求があった場合は、遅滞なく<b>提示</b>するとともに、検査時<b>まで</b>に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>7. 請負者は、ニューマチックケーソンが<b>設計図書</b>に示された深度に達したときは底面地盤の支持力と地盤反力係数を<b>確認</b>するために平板載荷試験を行い、当該ケーソンの支持に関して<b>設計図書</b>との適合を<b>確認</b>するとともに、<b>確認</b>のための資料を整備・保管し、<b>監督員</b>の請求があった場合は、遅滞なく<b>提示</b>するとともに、検査時<b>まで</b>に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>3 - 4 - 9 鋼管矢板基礎工</p> <p>2. 請負者は、あらかじめ杭長決定の管理方法等を定め<b>施工計画書</b>に記載し施工にあたり施工記録を整備・保管し、<b>監督員</b>の請求があった場合は、遅滞なく<b>提示</b>するとともに検査時<b>まで</b>に<b>提出</b>しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>11 .</p> <p>( 9 ) <b>請負者</b>は、本項 ( 7 ) 及び ( 8 ) の当該記録を整備・保管し、<b>監督員</b>の要請があった場合は、遅滞なく<b>提示</b>するとともに検査時に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>3 - 5 - 3 コンクリートブロック工</b></p> <p>5 . <b>請負者</b>は、コンクリートブロック積の施工にあたり、基礎コンクリートの縦断勾配について設計図書に定めがない場合、原則として基礎コンクリートを水平に施工しなければならない。<del>ただし、縦断勾配3 / 1 0 0程度までは、縦断勾配に平行に施工することもできる。なお、縦断勾配が3 / 1 0 0以上の場合は、原則として段切り(一段根入れ高)を設けて調整しなければならない。これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。</del></p> <p><b>3 - 5 - 4 緑化ブロック工</b></p> <p>4 . <b>請負者</b>は、工事完了引渡しまでの間、緑化ブロックに植栽を行った植物が枯死しないように養生しなければならない。工事完了引渡しまでの間に植物が枯死した場合は、<b>請負者</b>はその原因を調査し<b>監督員に通知</b>するとともに、再度施工し、施工結果を<b>監督員に通知</b>しなければならない。</p>	<p>11 .</p> <p>( 9 ) <b>請負者</b>は、本項 ( 7 ) 及び ( 8 ) の当該記録を整備・保管し、<b>監督員</b>の要請があった場合は、遅滞なく<b>提示</b>するとともに検査時<b>までに提出</b>しなければならない。</p> <p><b>3 - 5 - 3 コンクリートブロック工</b></p> <p>5 . <b>請負者</b>は、コンクリートブロック積の施工にあたり、基礎コンクリートの縦断勾配について設計図書に定めがない場合、原則として基礎コンクリートを水平に施工しなければならない。</p> <p><b>3 - 5 - 4 緑化ブロック工</b></p> <p>4 . <b>請負者</b>は、工事完了引渡しまでの間、緑化ブロックに植栽を行った植物が枯死しないように養生しなければならない。工事完了引渡しまでの間に植物が枯死した場合は、<b>請負者</b>はその原因を調査し<b>監督員に報告</b>するとともに、再度施工し、施工結果を<b>監督員に報告</b>しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p><b>3 - 6 - 2 アスファルト舗装の材料</b></p> <p>2 . 請負者は、以下の材料の試料及び試験結果を、工事に使用する前に<b>監督員に提出</b>しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものをを用いる場合には、その試験成績表を<b>監督員が承諾</b>した場合には、<b>請負者は、試料及び試験結果の提出</b>を省略する事ができるものとする。</p> <p>なお、アスファルト混合物事前審査制度により認定を受けたアスファルト混合物については、事前審査認定書（認定証及び事前審査認定アスファルト混合物総括表）の写しを工事に使用する前に<b>監督員に提出</b>することで品質証明書に代えるものとする。</p> <p>4 . 請負者は、使用する以下の材料の品質証明書を工事に使用する前に<b>監督員に提出</b>しなければならない。</p> <p>なお、アスファルト混合物事前審査制度により認定を受けたアスファルト混合物については、事前審査認定書（認定証及び事前審査認定アスファルト混合物総括表）の写しを工事に使用する前に<b>監督員に提出</b>することで品質証明書に代えるものとする。</p>	<p><b>3 - 6 - 2 アスファルト舗装の材料</b></p> <p>2 . 請負者は、以下の材料の試料及び試験結果を、工事に使用する前に<b>監督員に提出</b>しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものをを用いる場合には、その試験成績表を<b>監督員が承諾</b>した場合には、<b>請負者は、試験結果の提出</b>を省略する事ができるものとする。なお、アスファルト混合物事前審査制度により認定を受けたアスファルト混合物については、事前審査認定書（認定証及び事前審査認定アスファルト混合物総括表）の写しを工事に使用する前に<b>監督員に提示</b>することで品質証明書に代えるものとする。</p> <p>4 . 請負者は、使用する以下の材料の品質証明書を工事に使用する前に<b>監督員に提出</b>しなければならない。</p> <p>なお、アスファルト混合物事前審査制度により認定を受けたアスファルト混合物については、事前審査認定書（認定証及び事前審査認定アスファルト混合物総括表）の写しを工事に使用する前に<b>監督員に提示</b>することで品質証明書に代えるものとする。</p>

改正前

表 3 - 15 下層路盤の品質規格

工 法	種 別	試験項目	試験方法	規格値
粒状路盤	クワッシュラン 砂利、砂 再生クワッシュラン等	PI	舗装試験法便覧 <del>1-3-5 (1988)</del> <del>1-3-6 (1988)</del>	※6以下
		修正CBR(%)	舗装試験法便覧 <del>2-3-1 (1988)</del>	※20以上 [30以上]
	高伊徐冷スラグ	呈色判定試験	舗装試験法便覧 <del>2-3-2 (1988)</del>	呈色なし
	製鋼スラグ	水浸膨張比(%)	舗装試験法便覧 <del>2-3-4 (1988)</del>	1.5以下
		エージング期間	—	6ヵ月以上

表 3 - 16 上層路盤の品質規格

種 別	試験項目	試験方法	規格値
粒度調整碎石	PI	舗装試験法便覧 <del>1-3-5 (1988)</del> <del>1-3-6 (1988)</del>	4以下
	修正CBR (%)	舗装試験法便覧 <del>2-3-1 (1988)</del>	80以上
再生粒度調整碎石	PI	舗装試験法便覧 <del>1-3-5 (1988)</del> <del>1-3-6 (1988)</del>	4以下
	修正CBR (%)	舗装試験法便覧 <del>2-3-1 (1988)</del>	80以上 [90以上]

改正後

表 3 - 15 下層路盤の品質規格

工 法	種 別	試験項目	試験方法	規格値
粒状路盤	クワッシュラン 砂利、砂 再生クワッシュラン等	PI	舗装調査・試験法 便覧 F005	※6以下
		修正CBR(%)	舗装調査・試験法 便覧 E001	※20以上 [30以上]
	高伊徐冷スラグ	呈色判定試験	舗装調査・試験法 便覧 E002	呈色なし
	製鋼スラグ	水浸膨張比(%)	舗装調査・試験法 便覧 E004	1.5以下
エージング期間		—	6ヵ月以上	

表 3 - 16 上層路盤の品質規格

種 別	試験項目	試験方法	規格値
粒度調整碎石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4以下
	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上
再生粒度調整碎石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4以下
	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上 [90以上]

改正前

表 3 - 17 上層路盤の品質規格

種 別	試験項目	試験方法	規格値
粒皮調整鉄鋼スラグ	呈色判定試験	舗装試験法便覧 <a href="#">3-3-3 (1988)</a>	呈色なし
	水浸膨張比(%)	舗装試験法便覧 <a href="#">3-3-4 (1988)</a>	1.5以下
	エージング期間	—	6ヵ月以上
	一軸圧縮強さ(MPa)	舗装試験法便覧 <a href="#">3-3-3 (1988)</a>	—
	修正CBR(%)	舗装試験法便覧 <a href="#">3-3-1 (1988)</a>	80以上
	単位容積質量(kg/l)	舗装試験法便覧 <a href="#">4-9-5 (1988)</a>	1.5以上

表 3 - 18 上層路盤の品質規格

種 別	試験項目	試験方法	規格値
水硬性粒皮調整鉄鋼スラグ	呈色判定試験	舗装試験法便覧 <a href="#">3-3-3 (1988)</a>	呈色なし
	水浸膨張比(%)	舗装試験法便覧 <a href="#">3-3-4 (1988)</a>	1.5以下
	エージング期間	—	6ヵ月以上
	一軸圧縮強さ [14日] (MPa)	舗装試験法便覧 <a href="#">3-3-3 (1988)</a>	1.2以上
	修正CBR(%)	舗装試験法便覧 <a href="#">3-3-1 (1988)</a>	80以上
	単位容積質量(kg/l)	舗装試験法便覧 <a href="#">4-9-5 (1988)</a>	1.5以上

表 3 - 20 鉄鋼スラグの品質規格

(注)水浸膨張比の規格は、3ヵ月以上通常エージングした後の製鋼スラグに適用する。また、試験方法は舗装試験法便覧 [3-7-8\(1988\)](#)を参照する。

改正後

表 3 - 17 上層路盤の品質規格

種 別	試験項目	試験方法	規格値
粒皮調整鉄鋼スラグ	呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 <a href="#">E002</a>	呈色なし
	水浸膨張比(%)	舗装調査・試験法便覧 <a href="#">E004</a>	1.5以下
	エージング期間	—	6ヵ月以上
	一軸圧縮強さ(MPa)	舗装調査・試験法便覧 <a href="#">E013</a>	—
	修正CBR(%)	舗装調査・試験法便覧 <a href="#">E001</a>	80以上
	単位容積質量(kg/l)	舗装調査・試験法便覧 <a href="#">A023</a>	1.5以上

表 3 - 18 上層路盤の品質規格

種 別	試験項目	試験方法	規格値
水硬性粒皮調整鉄鋼スラグ	呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 <a href="#">E002</a>	呈色なし
	水浸膨張比(%)	舗装調査・試験法便覧 <a href="#">E004</a>	1.5以下
	エージング期間	—	6ヵ月以上
	一軸圧縮強さ [14日] (MPa)	舗装調査・試験法便覧 <a href="#">E013</a>	1.2以上
	修正CBR(%)	舗装調査・試験法便覧 <a href="#">E001</a>	80以上
	単位容積質量(kg/l)	舗装調査・試験法便覧 <a href="#">A023</a>	1.5以上

表 3 - 20 鉄鋼スラグの品質規格

(注)水浸膨張比の規格は、3ヵ月以上通常エージングした後の製鋼スラグに適用する。また、試験方法は舗装調査・試験法便覧 [B014](#)を参照する。

改正前	改正後
<p>表3 - 21 アスファルトコンクリート再生骨材の品質</p> <p>[注2] <del>表2-15の数値は、不特定のアスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルト含有量のバラツキや路盤発生材の過度な混入を避けることを配慮し、さらに実績を加味して定めたものである。</del></p> <p><del>[注3]アスファルトコンクリート再生骨材は、通常20～13mm、13～5mm、5～0mmの3種類の粒度や20～13mm、13～0mmの2種類の粒度にふるい分けられている場合が多い。</del></p> <p><del>[注4]アスファルトコンクリート再生骨材の13mm以下が2種類にふるい分けられている場合には再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてもよい。また、13～0mmあるいは13～5mm、5～0mm以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から13～0mmをふるい取ってこれを対象に試験を行う。</del></p> <p>[注5] アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルト含有量及び75μmを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。</p> <p>[注6] 骨材の微粒分量試験は JISA1103 により、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいとどまるものと、水洗後の75μmふるいとどまるものを気乾もしくは60以下の乾燥炉で乾燥し、その質量差から求める(旧アスファルトはアスファルトコンクリート再生骨材の質量に含まれるが、75μmふるい通過分に含まれる旧アスファルトは微量なので、骨材の微粒分量試験で失われる量の一部として扱う)。</p> <p><del>[注7]アスファルト混合物層の切削材は、その品質が表2-15に適合するものであれば、再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がバラツキやすいので他のアスファルトコンクリート再生骨材と調整して使用することが望ましい。</del></p>	<p>表3 - 21 アスファルトコンクリート再生骨材の品質</p> <p>[注2] <b>各項目は、13～0mmの粒度区分のものに適用する。</b></p> <p><b>削除</b></p> <p><b>削除</b></p> <p>[注3] アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルト含有量及び<b>骨材の微粒分量試験</b>で75μmを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。</p> <p>[注4] 骨材の微粒分量試験は JISA1103 (<b>骨材の微粒分量試験方法</b>) により、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいとどまるものと、水洗後の75μmふるいとどまるものを<b>乾燥</b>もしくは60以下の乾燥炉で乾燥し、その質量差から求め<b>たものである</b>(旧アスファルトはアスファルトコンクリート再生骨材の質量に含まれるが、75μmふるい通過分に含まれる旧アスファルトは微量なので、骨材の微粒分量試験で失われる量の一部として扱う)。</p> <p><b>削除</b></p>

改正前	改正後
<p>11 .                      ( 1 ) 請負者は、アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合、プラントで使用する再生用添加剤の種類については、工事に使用する前に<b>監督員の承諾</b>を得なければならない。                      なお、アスファルト混合物事前審査制度により認定を受けたアスファルト混合物については、事前審査認定書（認定証及び事前審査認定アスファルト混合物総括表）の写しを工事に使用する前に<b>監督員に提出</b>することで品質証明書に代えるものとする。</p> <p>12 . 再生アスファルト混合物及び材料の規格は、<b>プラント再生舗装技術指針</b>による。</p> <p>13 .                      ( 2 ) 剥離防止剤を用いる場合は、その使用量は、アスファルト全質量に対して0.3%<b>以下</b>とする。</p> <p>14 . アスファルト舗装の基層及び表層に使用する骨材は、碎石、玉砕、砂利、製鋼スラグ、溶融スラグ、砂及び再生骨材とするものとする。</p> <p>15 . アスファルト舗装の基層及び表層に使用する細骨材は、天然砂、スクリーニングス、高炉水砕スラグ、クリンカーアッシュ、またはそれらを混合したものとする。</p>	<p>11 .                      ( 1 ) 請負者は、アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合、プラントで使用する再生用添加剤の種類については、工事に使用する前に<b>監督員の承諾</b>を得なければならない。                      なお、アスファルト混合物事前審査制度により認定を受けたアスファルト混合物については、事前審査認定書（認定証及び事前審査認定アスファルト混合物総括表）の写しを工事に使用する前に<b>監督員に提示</b>することで品質証明書に代えるものとする。</p> <p>12 . 再生アスファルト混合物及び材料の規格は、<b>舗装再生便覧</b>による。</p> <p>13 .                      ( 2 ) 剥離防止剤を用いる場合は、その使用量は、アスファルト全質量に対して0.3%<b>以上</b>とする。</p> <p>14 . アスファルト舗装の基層及び表層に使用する骨材は、碎石、玉砕、砂利、製鋼スラグ、溶融スラグ（<b>JIS A 5032 : 2006</b>）、砂及び再生骨材とするものとする。</p> <p>15 . アスファルト舗装の基層及び表層に使用する細骨材は、天然砂、スクリーニングス、高炉水砕スラグ、クリンカーアッシュ、<b>溶融スラグ（JIS A 5032 : 2006）</b>、またはそれらを混合したものとする。<b>ただし、溶融スラグ（JIS A 5032 : 2006）は、加熱アスファルト混合物のみ使用できる。</b></p>



改正前	改正後																																																												
<p><b>3 - 6 - 5 アスファルト舗装工</b></p> <p>3 .</p> <p>( 2 ) <b>請負者</b>は、施工に先だって、舗装試験法便覧<del>2-4-3 (1988)</del>に示す安定処理混合物の一軸圧縮試験方法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について<b>監督員の承諾</b>を得なければならない。</p> <p>表 3 - 24 安定処理路盤の品質規格</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>工 法</th> <th>機 種</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セメント 安定処理</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td>一軸圧縮強さ [7日]</td> <td>舗装試験法便覧 <del>2-4-3 (1988)</del></td> <td>0.98MPa</td> </tr> <tr> <td>石 灰 安定処理</td> <td></td> <td>一軸圧縮強さ [10日]</td> <td>舗装試験法便覧 <del>2-4-3 (1988)</del></td> <td>0.7MPa</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>工 法</th> <th>機 種</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セメント 安定処理</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td>一軸圧縮強さ [7日]</td> <td>舗装試験法便覧 <del>2-4-3 (1988)</del></td> <td>2.9MPa</td> </tr> <tr> <td>石 灰 安定処理</td> <td></td> <td>一軸圧縮強さ [10日]</td> <td>舗装試験法便覧 <del>2-4-3 (1988)</del></td> <td>0.98MPa</td> </tr> </tbody> </table> <p>( 5 ) <b>請負者</b>は、舗装試験法便覧<del>1-3-8 (1988)</del>に示される(突固め試験方法<del>5-(2))方法</del>によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、<b>監督職員</b>の<b>承諾</b>を得なければならない。</p>	工 法	機 種	試験項目	試験方法	規格値	セメント 安定処理	-	一軸圧縮強さ [7日]	舗装試験法便覧 <del>2-4-3 (1988)</del>	0.98MPa	石 灰 安定処理		一軸圧縮強さ [10日]	舗装試験法便覧 <del>2-4-3 (1988)</del>	0.7MPa	工 法	機 種	試験項目	試験方法	規格値	セメント 安定処理	-	一軸圧縮強さ [7日]	舗装試験法便覧 <del>2-4-3 (1988)</del>	2.9MPa	石 灰 安定処理		一軸圧縮強さ [10日]	舗装試験法便覧 <del>2-4-3 (1988)</del>	0.98MPa	<p><b>3 - 6 - 5 アスファルト舗装工</b></p> <p>3 .</p> <p>( 2 ) <b>請負者</b>は、施工に先だって、舗装<b>調査・試験法便覧 (日本道路協会、平成 19 年 6 月)</b>に示される <b>E013</b> 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について<b>監督員の承諾</b>を得なければならない。</p> <p>表 3 - 24 安定処理路盤の品質規格</p> <p style="text-align: center;"><b>下層路盤</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>工 法</th> <th>機 種</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セメント 安定処理</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td>一軸圧縮強さ [7日]</td> <td>舗装<b>調査・試験法便覧 E013</b></td> <td>0.98MPa</td> </tr> <tr> <td>石 灰 安定処理</td> <td></td> <td>一軸圧縮強さ [10日]</td> <td>舗装<b>調査・試験法便覧 E013</b></td> <td>0.7MPa</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><b>上層路盤</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>工 法</th> <th>機 種</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セメント 安定処理</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td>一軸圧縮強さ [7日]</td> <td>舗装<b>調査・試験法便覧 E013</b></td> <td>2.9MPa</td> </tr> <tr> <td>石 灰 安定処理</td> <td></td> <td>一軸圧縮強さ [10日]</td> <td>舗装<b>調査・試験法便覧 E013</b></td> <td>0.98MPa</td> </tr> </tbody> </table> <p>( 5 ) <b>請負者</b>は、舗装<b>調査・試験法便覧 (日本道路協会、平成 19 年 6 月)</b>に示される <b>F007</b> 突固め試験方法によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、<b>監督職員</b>の<b>承諾</b>を得なければならない。</p>	工 法	機 種	試験項目	試験方法	規格値	セメント 安定処理	-	一軸圧縮強さ [7日]	舗装 <b>調査・試験法便覧 E013</b>	0.98MPa	石 灰 安定処理		一軸圧縮強さ [10日]	舗装 <b>調査・試験法便覧 E013</b>	0.7MPa	工 法	機 種	試験項目	試験方法	規格値	セメント 安定処理	-	一軸圧縮強さ [7日]	舗装 <b>調査・試験法便覧 E013</b>	2.9MPa	石 灰 安定処理		一軸圧縮強さ [10日]	舗装 <b>調査・試験法便覧 E013</b>	0.98MPa
工 法	機 種	試験項目	試験方法	規格値																																																									
セメント 安定処理	-	一軸圧縮強さ [7日]	舗装試験法便覧 <del>2-4-3 (1988)</del>	0.98MPa																																																									
石 灰 安定処理		一軸圧縮強さ [10日]	舗装試験法便覧 <del>2-4-3 (1988)</del>	0.7MPa																																																									
工 法	機 種	試験項目	試験方法	規格値																																																									
セメント 安定処理	-	一軸圧縮強さ [7日]	舗装試験法便覧 <del>2-4-3 (1988)</del>	2.9MPa																																																									
石 灰 安定処理		一軸圧縮強さ [10日]	舗装試験法便覧 <del>2-4-3 (1988)</del>	0.98MPa																																																									
工 法	機 種	試験項目	試験方法	規格値																																																									
セメント 安定処理	-	一軸圧縮強さ [7日]	舗装 <b>調査・試験法便覧 E013</b>	0.98MPa																																																									
石 灰 安定処理		一軸圧縮強さ [10日]	舗装 <b>調査・試験法便覧 E013</b>	0.7MPa																																																									
工 法	機 種	試験項目	試験方法	規格値																																																									
セメント 安定処理	-	一軸圧縮強さ [7日]	舗装 <b>調査・試験法便覧 E013</b>	2.9MPa																																																									
石 灰 安定処理		一軸圧縮強さ [10日]	舗装 <b>調査・試験法便覧 E013</b>	0.98MPa																																																									

改正前	改正後
<p>(15) 請負者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、かつ鉛直に、横断施工目地を設けなければならない。また、施工目地は次に施工する部分の材料を敷均し、<del>整形、締固めを行う際に、すでに施工した部分に損傷を与えることのないよう保護するものとする。</del></p> <p>4 .</p> <p>(2) 請負者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、<b>監督員の確認</b>を得なければならない。ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある加熱アスファルト安定処理路盤材を用いる場合には、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または、定期試験による配合設計書を<b>監督員が承諾</b>した場合に限り、配合設計を省略することができるものとする。なお、アスファルト混合物事前審査制度により認定を受けたアスファルト混合物については、事前審査認定書（認定証及び事前審査認定アスファルト混合物総括表）の写しを工事に使用する前に<b>監督員に提出</b>することで品質証明書に代えるものとする。</p>	<p>(15) 請負者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、かつ鉛直に、横断施工目地を設けなければならない。また、<b>横断方向</b>の施工目地は、<b>セメントを用いた場合は、施工端部を垂直に切り取り、石灰を用いた場合には前日の施工端部を乱して、それぞれ新しい材料を打ち継ぐものとする。</b></p> <p>4 .</p> <p>(2) 請負者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、<b>監督員の確認</b>を得なければならない。ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある加熱アスファルト安定処理路盤材を用いる場合には、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または、定期試験による配合設計書を<b>監督員が承諾</b>した場合に限り、配合設計を省略することができるものとする。なお、アスファルト混合物事前審査制度により認定を受けたアスファルト混合物については、事前審査認定書（認定証及び事前審査認定アスファルト混合物総括表）の写しを工事に使用する前に<b>監督員に提示</b>することで品質証明書に代えるものとする。</p>

改正前	改正後
<p>(4) 請負者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定にあたっては、<b>監督員の確認</b>を得た配合で、室内で配合された混合物から3個のマーシャル供試体を作製し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度としなければならない。なお、マーシャル供試体を作製にあたっては、25 mmを超える骨材だけ 25～13 mmの骨材と置き換えるものとする。ただし、これまでに実績（過去一年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で基準密度が求められている場合には、その試験結果を<b>監督員が承諾</b>した場合に限り、基準密度を省略することができるものとする。なお、アスファルト混合物事前審査制度により認定を受けたアスファルト混合物については、事前審査認定書（認定証及び事前審査認定アスファルト混合物総括表）の写しを工事に使用する前に<b>監督員に提出</b>することで品質証明書に代えるものとする。</p> <p>(16) 請負者は、<b>設計図書</b>に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110 以上、また、1層の仕上がり厚さは10 cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、<b>監督員と協議しなければなら</b>ない。</p> <p>(24) 請負者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の縦継目は、車輪走行位置の直下からずらして設置しなければならない。</p>	<p>(4) 請負者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定にあたっては、<b>監督員の確認</b>を得た配合で、室内で配合された混合物から3個のマーシャル供試体を作製し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度としなければならない。なお、マーシャル供試体を作製にあたっては、25 mmを超える骨材だけ 25～13 mmの骨材と置き換えるものとする。ただし、これまでに実績（過去一年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で基準密度が求められている場合には、その試験結果を<b>監督員が承諾</b>した場合に限り、基準密度を省略することができるものとする。なお、アスファルト混合物事前審査制度により認定を受けたアスファルト混合物については、事前審査認定書（認定証及び事前審査認定アスファルト混合物総括表）の写しを工事に使用する前に<b>監督員に提示</b>することで品質証明書に代えるものとする。</p> <p>(16) 請負者は、<b>設計図書</b>に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110 以上、また、1層の仕上がり厚さは10 cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、<b>監督員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。</b></p> <p>(24) 請負者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の縦継目は、車輪走行位置の直下からずらして設置しなければならない。<b>なお、表層は原則としてレーンマークに合わせるものとする。</b></p>

改正前	改正後																																																												
<p>5 . ( 5 ) 開粒度アスファルト混合物以外の場合</p> $\text{密度 (g/cm}^3\text{)} = \frac{\text{乾燥供試体の空中質量 (g)}}{\frac{\text{乾燥供試体の空中質量 (g)}}{\text{ノギスを用いて計測した供試体の厚さ (cm)}}}$ <p>3 - 6 - 6 コンクリート舗装工</p> <p>3 . ( 2 ) <b>請負者</b>は、施工に先立って、舗装試験法便覧<del>2-4-3 (1988)</del>に示す安定処理混合物の一軸圧縮試験方法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について<b>監督員の承諾</b>を得なければならない。</p> <p>表3 - 26 安定処理路盤（下層路盤）の品質規格</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>工 法</th> <th>種 別</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セメント 安定処理</td> <td>—</td> <td>一軸圧縮強さ [ 7 日 ]</td> <td>舗装試験法便覧 <del>2-4-3 (1988)</del></td> <td>0.98MPa</td> </tr> <tr> <td>石 灰 安定処理</td> <td>—</td> <td>一軸圧縮強さ [10日]</td> <td>舗装試験法便覧 <del>2-4-3 (1988)</del></td> <td>0.5MPa</td> </tr> </tbody> </table> <p>表3 - 27 安定処理路盤（上層路盤）の品質規格</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>工 法</th> <th>種 別</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セメント 安定処理</td> <td>—</td> <td>一軸圧縮強さ [ 7 日 ]</td> <td>舗装試験法便覧 <del>2-4-3 (1988)</del></td> <td>2.0MPa</td> </tr> <tr> <td>石 灰 安定処理</td> <td>—</td> <td>一軸圧縮強さ [10日]</td> <td>舗装試験法便覧 <del>2-4-3 (1988)</del></td> <td>0.98MPa</td> </tr> </tbody> </table>	工 法	種 別	試験項目	試験方法	規格値	セメント 安定処理	—	一軸圧縮強さ [ 7 日 ]	舗装試験法便覧 <del>2-4-3 (1988)</del>	0.98MPa	石 灰 安定処理	—	一軸圧縮強さ [10日]	舗装試験法便覧 <del>2-4-3 (1988)</del>	0.5MPa	工 法	種 別	試験項目	試験方法	規格値	セメント 安定処理	—	一軸圧縮強さ [ 7 日 ]	舗装試験法便覧 <del>2-4-3 (1988)</del>	2.0MPa	石 灰 安定処理	—	一軸圧縮強さ [10日]	舗装試験法便覧 <del>2-4-3 (1988)</del>	0.98MPa	<p>5 . ( 5 ) 開粒度アスファルト混合物以外の場合</p> $\text{密度 (g/cm}^3\text{)} = \frac{\text{乾燥供試体の空中質量 (g)}}{\frac{\text{乾燥供試体の空中質量 (g)}}{\text{供試体の断面積 (cm}^2\text{)} \times \text{ノギスを用いて計測した供試体の厚さ (cm)}}}$ <p>3 - 6 - 6 コンクリート舗装工</p> <p>3 . ( 2 ) <b>請負者</b>は、施工に先立って、舗装<b>調査・</b>試験法便覧（<b>日本道路協会、平成 19 年 6 月</b>）に示される <b>E013</b> 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について<b>監督員の承諾</b>を得なければならない。</p> <p>表3 - 26 <b>安定</b>処理路盤（下層路盤）の品質規格</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>工 法</th> <th>種 別</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セメント 安定処理</td> <td>—</td> <td>一軸圧縮強さ [ 7 日 ]</td> <td>舗装<b>調査・</b>試験法便覧 <b>E013</b></td> <td>0.98MPa</td> </tr> <tr> <td>石 灰 安定処理</td> <td>—</td> <td>一軸圧縮強さ [10日]</td> <td>舗装<b>調査・</b>試験法便覧 <b>E013</b></td> <td>0.5MPa</td> </tr> </tbody> </table> <p>表3 - 27 安定処理路盤（上層路盤）の品質規格</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>工 法</th> <th>種 別</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セメント 安定処理</td> <td>—</td> <td>一軸圧縮強さ [ 7 日 ]</td> <td>舗装<b>調査・</b>試験法便覧 <b>E013</b></td> <td>2.0MPa</td> </tr> <tr> <td>石 灰 安定処理</td> <td>—</td> <td>一軸圧縮強さ [10日]</td> <td>舗装<b>調査・</b>試験法便覧 <b>E013</b></td> <td>0.98MPa</td> </tr> </tbody> </table>	工 法	種 別	試験項目	試験方法	規格値	セメント 安定処理	—	一軸圧縮強さ [ 7 日 ]	舗装 <b>調査・</b> 試験法便覧 <b>E013</b>	0.98MPa	石 灰 安定処理	—	一軸圧縮強さ [10日]	舗装 <b>調査・</b> 試験法便覧 <b>E013</b>	0.5MPa	工 法	種 別	試験項目	試験方法	規格値	セメント 安定処理	—	一軸圧縮強さ [ 7 日 ]	舗装 <b>調査・</b> 試験法便覧 <b>E013</b>	2.0MPa	石 灰 安定処理	—	一軸圧縮強さ [10日]	舗装 <b>調査・</b> 試験法便覧 <b>E013</b>	0.98MPa
工 法	種 別	試験項目	試験方法	規格値																																																									
セメント 安定処理	—	一軸圧縮強さ [ 7 日 ]	舗装試験法便覧 <del>2-4-3 (1988)</del>	0.98MPa																																																									
石 灰 安定処理	—	一軸圧縮強さ [10日]	舗装試験法便覧 <del>2-4-3 (1988)</del>	0.5MPa																																																									
工 法	種 別	試験項目	試験方法	規格値																																																									
セメント 安定処理	—	一軸圧縮強さ [ 7 日 ]	舗装試験法便覧 <del>2-4-3 (1988)</del>	2.0MPa																																																									
石 灰 安定処理	—	一軸圧縮強さ [10日]	舗装試験法便覧 <del>2-4-3 (1988)</del>	0.98MPa																																																									
工 法	種 別	試験項目	試験方法	規格値																																																									
セメント 安定処理	—	一軸圧縮強さ [ 7 日 ]	舗装 <b>調査・</b> 試験法便覧 <b>E013</b>	0.98MPa																																																									
石 灰 安定処理	—	一軸圧縮強さ [10日]	舗装 <b>調査・</b> 試験法便覧 <b>E013</b>	0.5MPa																																																									
工 法	種 別	試験項目	試験方法	規格値																																																									
セメント 安定処理	—	一軸圧縮強さ [ 7 日 ]	舗装 <b>調査・</b> 試験法便覧 <b>E013</b>	2.0MPa																																																									
石 灰 安定処理	—	一軸圧縮強さ [10日]	舗装 <b>調査・</b> 試験法便覧 <b>E013</b>	0.98MPa																																																									

改正前	改正後
<p>(5) 請負者は、舗装試験法便覧<del>1—3—8 (1988)</del>に示される<del>(突固め試験方法5—(2))</del>方法によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、<b>監督員の承諾</b>を得なければならない。</p> <p>(15) 請負者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、かつ鉛直に、横断施工目地を設けなければならない。また、施工目地は<del>次に施工する部分の材料を敷均し、整形、締固めを行う際に、すでに施工した部分に損傷を与えることのないよう保護しなければならない。</del></p> <p>4 .</p> <p>(9) 請負者は、加熱アスファルト混合物の排出時の温度について<b>監督員の承諾</b>を得なければならない。また、その変動は、<b>承諾</b>を得た温度に対して±25 の範囲内としなければならない。</p> <p>(10) 請負者は、加熱アスファルト混合物を貯蔵する場合、一時貯蔵ビンまたは加熱貯蔵サイロに貯蔵しなければならない。</p> <p>(11) 請負者は、劣化防止対策を施していない一時貯蔵ビンでは、12 時間以上加熱アスファルト混合物を貯蔵してはならない。</p>	<p>(5) 請負者は、舗装<b>調査・試験法便覧 (日本道路協会、平成 19 年 6 月)</b>に示される <b>F007</b> 突固め試験方法によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、<b>監督員の承諾</b>を得なければならない。</p> <p>(15) 請負者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、かつ鉛直に、横断施工目地を設けなければならない。また、<b>横断方向</b>の施工目地は、<b>セメントを用いた場合は、施工端部を垂直に切り取り、石灰を用いた場合には前日の施工端部を乱して、それぞれ新しい材料を打ち継ぐものとする。</b></p> <p>4 .</p> <p>(9) 請負者は、加熱アスファルト<b>安定処理</b>混合物の排出時の温度について<b>監督員の承諾</b>を得なければならない。また、その変動は、<b>承諾</b>を得た温度に対して±25 の範囲内としなければならない。</p> <p>(10) 請負者は、加熱アスファルト<b>安定処理</b>混合物を貯蔵する場合、一時貯蔵ビンまたは加熱貯蔵サイロに貯蔵しなければならない。</p> <p>(11) 請負者は、劣化防止対策を施していない一時貯蔵ビンでは、12 時間以上加熱アスファルト<b>安定処理</b>混合物を貯蔵してはならない。</p>

改正前	改正後
<p>(12) 請負者は、加熱アスファルト混合物を運搬する場合、清浄で平滑な荷台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する油、または溶液を薄く塗布しなければならない。</p>	<p>(12) 請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物を運搬する場合、清浄で平滑な荷台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する油、または溶液を薄く塗布しなければならない。</p>
<p>(13) 請負者は、加熱アスファルト混合物の運搬時の温度低下を防ぐために、運搬中はシート類で覆わなければならない。</p>	<p>(13) 請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の運搬時の温度低下を防ぐために、運搬中はシート類で覆わなければならない。</p>
<p>(14) 請負者は、加熱アスファルト混合物の舗設作業を監督員が承諾した場合を除き、気温が5 以下のときに施工してはならない。また、雨が降り出した場合、敷均し作業を中止し、すでに敷均した箇所の混合物をすみやかに締固めて仕上げを完了させなければならない。</p>	<p>(14) 請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の舗設作業を監督員が承諾した場合を除き、気温が5 以下のときに施工してはならない。また、雨が降り出した場合、敷均し作業を中止し、すでに敷均した箇所の混合物をすみやかに締固めて仕上げを完了させなければならない。</p>
<p>(15) 請負者は、加熱アスファルト混合物の敷均しにあたり、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャを選定しなければならない。</p>	<p>(15) 請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の敷均しにあたり、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャを選定しなければならない。</p>
<p>(18) 請負者は、加熱アスファルト混合物の締固めにあたり、締固め機械は施工条件に合ったローラを選定しなければならない。</p>	<p>(18) 請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の締固めにあたり、締固め機械は施工条件に合ったローラを選定しなければならない。</p>
<p>(19) 請負者は、加熱アスファルト混合物を敷均した後、ローラによって締固めなければならない。</p>	<p>(19) 請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均した後、ローラによって締固めなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>(20) 請負者は、加熱アスファルト混合物をローラによる締固めが不可能な箇所は、タンパ、プレート、コテ等で締固めなければならない。</p> <p>(21) 請負者は、加熱アスファルト混合物の継目を締固めて密着させ、平坦に仕上げなければならない。すでに舗設した端部の締固めが不足している場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工しなければならない。</p> <p>5 .</p> <p><del>(11) 請負者は、アスファルト中間層の表面には、コンクリート舗設に先立って、石粉等を設計図書に示す量を均等に塗布しなければならない。</del></p> <p><del>なお、石粉は水との混合比を1：1にして3L/m<sup>2</sup>を標準とする。</del></p> <p>8 .</p> <p>(5) コンクリートの運搬荷卸しは、舗設後のコンクリートに害を与えたり荷卸しの際コンクリートが分離しないように路盤上に散布した石粉等をコンクリートの中に巻き込まないようにするものとする。また、型枠やバーアセンブリ等に変形や変位を与えないように荷卸しをしなければならない。</p> <p>9 .</p> <p><del>(1) 請負者は、アスファルト中間層の上に打設する場合は、石粉等が均等に散布しているかどうか、確認しなければならない。</del></p>	<p>(20) 請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物をローラによる締固めが不可能な箇所は、タンパ、プレート、コテ等で締固めなければならない。</p> <p>(21) 請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の継目を締固めて密着させ、平坦に仕上げなければならない。すでに舗設した端部の締固めが不足している場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工しなければならない。</p> <p>削除</p> <p>8 .</p> <p>(5) コンクリートの運搬荷卸しは、舗設後のコンクリートに害を与えたり荷卸しの際コンクリートが分離しないようにするものとする。また、型枠やバーアセンブリ等に変形や変位を与えないように荷卸しをしなければならない。</p> <p>改訂前の内容を削除したため、以下番号の変更。</p>

改正前	改正後
<p>(<del>2</del>)</p> <p>請負者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、<a href="#">日本道路協会</a> 舗装施工便覧第8章 8 - 4 - 10 暑中および寒中におけるコンクリート版の施工の規定によるものとし、第1編1 - 1 - 6 第1項の<b>施工計画書</b>に、施工・養生方法等を記載しなければならない。</p> <p>12.</p> <p>(3) 請負者は、後期養生として、<del>初期養生に引き続き現場養生を行った供試体の曲げ強度が3.5MPa以上となるまで、スポンジ、麻布、むしろ等でコンクリート表面を隙間なく覆って</del>湿潤状態になるよう散水しなければならない。また、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は2週間、早強ポルトランドセメントの場合は1週間、中庸熱ポルトランドセメント、フライアッシュセメントB種及び高炉セメントB種の場合は3週間とする。ただし、これらにより難しい場合は、第1編1 - 1 - 6 第1項の<b>施工計画書</b>に、その理由、施工方法等を記載しなければならない。</p>	<p>(1)</p> <p>請負者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、日本道路協会 舗装施工便覧第8章 8 - 4 - 10 暑中および寒中におけるコンクリート版の施工 (<a href="#">日本道路協会</a>、平成18年2月) の規定によるものとし、第1編1 - 1 - 6 第1項の<b>施工計画書</b>に、施工・養生方法等を記載しなければならない。</p> <p>12.</p> <p>(3) 請負者は、養生期間を原則試験によって定めるものとし、その期間は、現場養生を行った供試体の曲げ強度が配合強度の70%以上となるまでとする。</p> <p>交通への開放時期は、この養生期間の完了後とする。ただし、設計強度が4.4MPa未満の場合は、現場養生を行った供試体の曲げ強度が3.5MPa以上で交通開放を行うこととする。</p> <p>後期養生については、その期間中、養生マット等を用いてコンクリート表面を隙間なく覆い、完全に湿潤状態になるよう散水しなければならない。なお、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は2週間、早強ポルトランドセメントの場合は1週間、中庸熱ポルトランドセメント、フライアッシュセメントB種及び高炉セメントB種の場合は3週間とする。ただし、これらにより難しい場合は、第1編1 - 1 - 6 第1項の<b>施工計画書</b>に、その理由、施工方法等を記載しなければならない。</p>



改正前	改正後
<p>13 .</p> <p>( 3 ) <b>請負者</b>は、転圧コンクリート舗装技術指針 ( 案 ) 4 - 2 配合条件に基づいて配合条件を決定し、<b>監督員の承諾</b>を得なければならない。</p> <p>( 4 ) <b>請負者</b>は、転圧コンクリート舗装技術指針 ( 案 ) 4 - <del>3</del><b>4</b> 配合設計の一般的手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを<b>確認</b>して示方配合を決定し、<b>監督員の承諾</b>を得なければならない。示方配合の標準的な表し方は、<b>設計図書</b>に示さない場合は表 3 - 31 によるものとする。</p> <p>16 . <b>請負者</b>は、アスファルト混合物の事前認定審査を受けた混合物は、認定書の写しを<b>提出</b>することによって、配合設計、基準密度、試験練りに 代えるものとする。</p> <p><b>3 - 6 - 8 ブロック舗装工</b></p> <p>4 . ブロック舗装工の施工については、舗装施工便覧第 9 章 9 - 4 - 8 インタープロッキングブロック舗装の施工の規定、視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説第 4 章施工の規定によるものとする。</p>	<p>13 .</p> <p>( 3 ) <b>請負者</b>は、転圧コンクリート舗装技術指針 ( 案 ) 4 - 2 配合条件( <b>日本道路協会、平成 2 年 11 月</b> ) に基づいて配合条件を決定し、<b>監督員の承諾</b>を得なければならない。</p> <p>( 4 ) <b>請負者</b>は、転圧コンクリート舗装技術指針 ( 案 ) 4 - <b>2</b> 配合条件( <b>日本道路協会、平成 2 年 11 月</b> ) の一般的手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを<b>確認</b>して示方配合を決定し、<b>監督員の承諾</b>を得なければならない。示方配合の標準的な表し方は、<b>設計図書</b>に示さない場合は表 3 - 31 によるものとする。</p> <p>16 . <b>請負者</b>は、アスファルト混合物の事前認定審査を受けた混合物は、認定書の写しを<b>提示</b>することによって、配合設計、基準密度、試験練りに代えるものとする。</p> <p><b>3 - 6 - 8 ブロック舗装工</b></p> <p>4 . ブロック舗装工の施工については、舗装施工便覧第 9 章 9 - 4 - 8 インタープロッキングブロック舗装 ( <b>日本道路協会、平成 18 年 2 月</b> ) の施工の規定、視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説第 4 章施工の規定によるものとする。</p>

改正前	改正後
<p><b>3 - 7 - 2 路床安定処理工</b></p> <p>6 . 請負者は、路床安定処理工における散布及び混合を行うにあたり、粉塵対策についての資料を、<b>監督員に提出</b>しなければならない。</p> <p><b>3 - 7 - 5 パイルネット工</b></p> <p>4 .</p> <p>( 3 ) 請負者は、杭の施工にあたり、施工記録を整備・保管し、<b>監督員の請求があった</b>場合は、遅滞なく<b>提示</b>するとともに検査時に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>3 - 7 - 9 固結工</b></p> <p>2 . 請負者は、固結工による工事着手前に、攪拌及び注入する材料について配合試験と一軸圧縮試験を実施するものとし、目標強度を<b>確認</b>しこの結果を<b>監督員に通知</b>しなければならない。</p> <p>4 . 請負者は、固結工の施工中に地下埋設物を発見した場合は、ただちに工事を中止し、<b>監督員に通知</b>後、占有者全体の<b>立会</b>を求め管理者を明確にし、その管理者と埋設物の処理にあたらなければならない。</p> <p>6 . 請負者は、薬液注入工の施工にあたり、薬液注入工法の適切な使用に関し、技術的知識と経験を有する現場責任者を選任し、<b>現場責任者に選任する者の氏名、</b>経歴書を<b>監督員に通知</b>しなければならない。</p>	<p><b>3 - 7 - 2 路床安定処理工</b></p> <p>6 . 請負者は、路床安定処理工における散布及び混合を行うにあたり、粉塵対策についての資料を、<b>監督員に協議</b>しなければならない。</p> <p><b>3 - 7 - 5 パイルネット工</b></p> <p>4 .</p> <p>( 3 ) 請負者は、杭の施工にあたり、施工記録を整備・保管し、<b>監督員が施工記録を求めた場合については、</b>遅滞なく<b>提示</b>するとともに検査時<b>までに提出</b>しなければならない。</p> <p><b>3 - 7 - 9 固結工</b></p> <p>2 . 請負者は、固結工による工事着手前に、攪拌及び注入する材料について配合試験と一軸圧縮試験を実施するものとし、目標強度を<b>確認</b>しこの結果を<b>監督員に報告</b>しなければならない。</p> <p>4 . 請負者は、固結工の施工中に地下埋設物を発見した場合は、ただちに工事を中止し、<b>監督員に報告</b>後、占有者全体の<b>立会</b>を求め管理者を明確にし、その管理者と埋設物の処理にあたらなければならない。</p> <p>6 . 請負者は、薬液注入工の施工にあたり、薬液注入工法の適切な使用に関し、技術的知識と経験を有する現場責任者を選任し、<b>事前に</b>経歴書<b>により監督員の承諾を得</b>なければならない。</p>

改正前	改正後
<p><b>3 - 8 - 1 一般事項</b></p> <p>2 . 請負者は、輸送計画に関する事項を<b>施工計画書</b>に記載しなければならない。</p> <p><b>3 - 8 - 2 輸送工</b></p> <p>2 . 請負者は、輸送中の部材の損傷を防止するために、発送前に堅固に荷造りしなければならない。なお、請負者は、部材に損傷を与えた場合は直ちに<b>監督員に通知</b>し、取り替えまたは補修等の処置を講じなければならない。</p> <p><b>3 - 10 - 6 砂防仮締切工</b></p> <p>3 . 土砂締切の施工については、第1編第<b>2</b>章第<b>3</b>節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定によるものとする。</p> <p>4 . コンクリート締切工の施工については、第1編第<b>3</b>章無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。</p> <p><b>3 - 10 - 14 電力設備工</b></p> <p>2 . 請負者は、電気事業法において定める自家用電気工作物施設の維持管理保守において電気事業主任技術者を選び、<b>監督員に通知</b>するとともに、保守規定を制定し適切な運用をしなければならない。</p>	<p><b>3 - 8 - 1 一般事項</b></p> <p>2 . 請負者は、<b>輸送に着手する前に</b>輸送計画に関する事項を<b>施工計画書</b>に記載し、<b>監督員に提出</b>しなければならない。</p> <p><b>3 - 8 - 2 輸送工</b></p> <p>2 . 請負者は、輸送中の部材の損傷を防止するために、発送前に堅固に荷造りしなければならない。なお、請負者は、部材に損傷を与えた場合は直ちに<b>監督員に報告</b>し、取り替えまたは補修等の処置を講じなければならない。</p> <p><b>3 - 10 - 6 砂防仮締切工</b></p> <p>3 . 土砂締切の施工については、第1編第<b>4</b>章第<b>4</b>節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定によるものとする。</p> <p>4 . コンクリート締切工の施工については、第1編第<b>5</b>章無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。</p> <p><b>3 - 10 - 14 電力設備工</b></p> <p>2 . 請負者は、電気事業法において定める自家用電気工作物施設の維持管理保守において電気事業主任技術者を選び、<b>監督員に報告</b>するとともに、保守規定を制定し適切な運用をしなければならない。</p>

改正前	改正後
<p><b>3 - 1 0 - 2 3 足場工</b></p> <p>請負者は、<del>足場からの転落事故防止重点対策として、枠組み足場の設置を必要とする場合は、</del>「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省平成 15 年 4 月）」によるものとする。<del>なお、手すり先行工法の採用にあたっては、</del>二段手すり及び副木の機能を有するものでなければならない。</p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1 . 本章は、河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工、その他これらに類する工種について適用するものとする。</p> <p><b>4 - 3 - 1 一般事項</b></p> <p>2 .</p> <p>なお、<b>確認</b>のための資料を整備、保管し、<b>監督員</b>の請求があった場合は遅滞なく<b>提示</b>するとともに、検査時に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>4 - 3 - 2 掘削工</b></p> <p>3 . <b>請負者</b>は、掘削工の施工中に自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。<b>請負者</b>は、災害防止のための措置をとった後、速やかにその措置内容を<b>監督員</b>に<b>通知</b>しなければならない。</p>	<p><b>3 - 1 0 - 2 3 足場工</b></p> <p>請負者は、<b>足場工の施工にあたり、枠組み足場を設置する場合は、</b>「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省平成 15 年 4 月）」によるものとし、手すり先行工法の<b>方式</b>を採用した<b>足場に、</b>二段手すり及び副木の機能を有するものでなければならない。</p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1 . 本章は、河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工、<b>港湾土工、空港土工</b>その他これらに類する工種について適用するものとする。</p> <p><b>4 - 3 - 1 一般事項</b></p> <p>2 .</p> <p>なお、<b>確認</b>のための資料を整備、保管し、<b>監督員</b>の請求があった場合は遅滞なく<b>提示</b>するとともに、検査時<b>までに監督員へ提出</b>しなければならない。</p> <p><b>4 - 3 - 2 掘削工</b></p> <p>3 . <b>請負者</b>は、掘削工の施工中に自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。<b>請負者</b>は、災害防止のための措置をとった後、速やかにその措置内容を<b>監督員</b>に<b>報告</b>しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p><b>4 - 3 - 3 盛土工</b></p> <p>7 . 請負者は、盛土工の作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合には、工事を中止し、<b>監督員と協議</b>しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置を施すとともに<b>監督員に通知</b>しなければならない。</p> <p>15 . 軟弱地盤上の盛土工の施工の一段階の盛土高さは<b>設計図書</b>によるものとし、<b>請負者</b>は、その沈下や周囲の地盤の水平変位等を監視しながら盛土を施工しなければならない。</p> <p>16 . <b>請負者</b>は、軟弱地盤上の盛土工の施工中、予期できなかった沈下または滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合には、工事を中止し、<b>監督員と協議</b>しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置を施すとともに、<b>監督員に通知</b>しなければならない。</p> <p><b>4 - 3 - 4 盛土補強工</b></p> <p>3 . <b>請負者</b>は、第1層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行なうとともに、基盤面に排水処理工を行なわなければならない。</p> <p><b>4 - 4 - 1 一般事項</b></p> <p>2 . <b>請負者</b>は、<b>設計図書</b>に示さない場合には、表4 - 2に従い施工しなければならない。</p>	<p><b>4 - 3 - 3 盛土工</b></p> <p>7 . <b>請負者</b>は、盛土工の作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合には、工事を中止し、<b>監督員と協議</b>しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置を施すとともに<b>監督員に報告</b>しなければならない。</p> <p>15 . 軟弱地盤上の盛土工の施工の一段階の盛土高さは<b>設計図書</b>によるものとし、<b>請負者</b>は、その沈下や周囲の地盤の水平変位等を監視しながら盛土を施工し、<b>監督員の承諾を得た後、次の盛土に着手</b>しなければならない。</p> <p>16 . <b>請負者</b>は、軟弱地盤上の盛土工の施工中、予期できなかった沈下または滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合には、工事を中止し、<b>監督員と協議</b>しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置を施すとともに、<b>監督員に報告</b>しなければならない。</p> <p><b>4 - 3 - 4 盛土補強工</b></p> <p>3 . <b>請負者</b>は、第1層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行なうとともに、<b>監督員と協議のうえ</b>、基盤面に排水処理工を行なわなければならない。</p> <p><b>4 - 4 - 1 一般事項</b></p> <p>2 . <b>請負者</b>は、<b>伐開除根作業範囲が設計図書</b>に示さない場合には、表4 - 2に従い施工しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p><b>第1節 適用</b></p> <p>3. 請負者は、コンクリートの施工にあたり、土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）のコンクリートの品質の規定によらなければならない。これ以外による場合は、<b>監督員の承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書【施工編】(平成14年3月) <del>土木学会</del> <del>コンクリート標準示方書【構造性能照査編】</del> (平成14年3月)</p> <p>土木学会 鉄筋継手指針 (昭和57年2月) <del>土木学会</del> <del>鉄筋継手指針(その2)</del> <del>鉄筋のエンクローズ溶接継手</del> (昭和59年9月)</p> <p>2.</p> <p>(2) プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材、シース内のグラウト及びオートクレープ養生を行う製品における許容塩化物量(Cl-)は0.30 kg/・以下とする。</p>	<p><b>第1節 適用</b></p> <p>3. 請負者は、コンクリートの施工にあたり、<b>設計図書に定めがない事項については</b>、土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）のコンクリートの品質の規定によらなければならない。これ以外による場合は、<b>監督員の承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書【施工編】(平成20年3月) <b>削除</b></p> <p>土木学会 鉄筋<b>定着</b>・継手指針 (平成20年8月) <b>削除</b></p> <p>2.</p> <p>(2) プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材、シース内のグラウト及びオートクレープ養生を行う製品における許容塩化物量(Cl-)は0.30 kg/・以下とする。<b>また、グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、セメント質量の0.08%以下としなければならない。</b></p>

改正前	改正後
<p>5 - 3 - 2 工場の選定</p> <p>2 .</p> <p>なお、JIS マーク表示認証工場で、かつ全国生コンクリート品質管理監査会議から 適マークを承認された工場で製造された、上記レディミクストコンクリートについては、配合に臨場する必要はないものとし、又施工に先立ち、 適マークを承認された工場であることを証明する資料を<b>監督員に提示</b>することで、材料試験結果及び配合の決定に関する確認資料に代えることができるものとする。</p> <p>5 - 5 - 4 材料の計量及び練混ぜ</p> <p>1 . 計量装置</p> <p>( 1 ) 各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量誤差内で計量できるものとする。なお、<b>請負者</b>は、施工に先立ち各材料の計量方法及び計量装置について、<b>監督員に通知</b>しなければならない。</p> <p>( 2 ) <b>請負者</b>は、材料の計量設備の計量精度の定期的な点検を行い、<del>その</del><b>結果を監督員に提出</b>しなければならない。</p>	<p>5 - 3 - 2 工場の選定</p> <p>2 .</p> <p>なお、JIS マーク表示認証工場で、かつ<b>長崎県生コンクリート品質管理監査制度の監査合格証を取得した工場または</b>全国生コンクリート品質管理監査会議から 適マークを承認された工場で製造された、上記レディミクストコンクリートについては、配合に臨場する必要はないものとし、又施工に先立ち、<b>監査合格証の写しまたは</b> 適マークを承認された工場であることを証明する資料を<b>監督員に提示</b>することで、材料試験結果及び配合の決定に関する確認資料に代えることができるものとする。</p> <p>5 - 5 - 4 材料の計量及び練混ぜ</p> <p>1 . 計量装置</p> <p>( 1 ) 各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量誤差内で計量できるものとする。なお、<b>請負者</b>は、施工に先立ち各材料の計量方法及び計量装置について、<b>監督員に報告</b>しなければならない。</p> <p>( 2 ) <b>請負者</b>は、材料の計量設備の計量精度の定期的な点検を行<b>わなければ</b>ならない。なお、<b>点検結果の資料を整備および保管し、監督員の請求があった場合には遅滞なく提示</b>しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p><b>5 - 6 - 7 打継目</b></p> <p>1 . 打継目の位置及び構造は、図面の定めによるものとする。ただし、<b>請負者</b>は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、<b>監督員の承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>5 - 7 - 3 加工</b></p> <p>3 . <b>請負者</b>は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、<b>設計図書</b>に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、土木学会 コンクリート標準示方書（<b>構造型能照査編</b>）第<b>9章一般</b>構造細目の規定によらなければならない。</p> <p><b>5 - 7 - 5 継手</b></p> <p>4 . <b>請負者</b>は、鉄筋の継手に<del>ねじふし鉄筋継手、ねじ加工継手、溶接金属充填継手、モルタル充てん継手、自動ガス圧接継手、エンクローズ溶接継手など</del>を用いる場合には、鉄筋の種類、直径及び施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を<b>監督員に提出</b>しなければならない。</p> <p><b>5 - 7 - 6 ガス圧接</b></p> <p>1 . 圧接工は、JIS Z 3881（ガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。</p>	<p><b>5 - 6 - 7 打継目</b></p> <p>1 . 打継目の位置及び構造は、図面の定めによるものとする。ただし、<b>請負者</b>は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、<b>事前に監督員の承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>5 - 7 - 3 加工</b></p> <p>3 . <b>請負者</b>は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、<b>設計図書</b>に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、土木学会 コンクリート標準示方書（<b>設計編</b>）第<b>13章鉄筋に関する</b>構造細目の規定によらなければならない。</p> <p><b>5 - 7 - 5 継手</b></p> <p>4 . <b>請負者</b>は、鉄筋の継手に<b>圧接継手、溶接継手または機械式継手</b>を用いる場合には、鉄筋の種類、直径及び施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を<b>監督員に提出</b>しなければならない。</p> <p><b>5 - 7 - 6 ガス圧接</b></p> <p>1 . 圧接工は、JIS Z 3881（<b>鉄筋の</b>ガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。</p>



改正前	改正後
<p><b>5 - 9 - 2 施工</b></p> <p>1 . <b>請負者</b>は、暑中コンクリートにおいて、減水剤、<b>及び</b>A E 減水剤を使用する場合は JIS A 6204 ( コンクリート用化学混和剤 ) の規格に適合する遅延形のものを使用しなければならない。<b>また、遅延剤、流動化剤等を使用する場合は、土木学会 JSCE-D101 によるものとし、</b>遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を<b>確認</b>し、その使用方法添加量等について<b>施工計画書</b>に記載しなければならない。</p> <p><b>5 - 16 - 2 コンクリート中の塩化物総量規制</b></p> <p><del>2 - 15</del> - 1 適用工種に示す構造物は次に示す塩化物総量規制値を満足するものでなければならない。</p>	<p><b>5 - 9 - 2 施工</b></p> <p>1 . <b>請負者</b>は、暑中コンクリートにおいて、減水剤、A E 減水剤、<b>流動化剤等</b>を使用する場合は JIS A 6204 ( コンクリート用化学混和剤 ) の規格に適合する遅延形のものを使用しなければならない。<b>なお、</b>遅延剤、流動化剤等を使用する場合は、土木学会 JSCE-D101 によるものとし、遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を<b>確認</b>し、その使用方法添加量等について<b>施工計画書</b>に記載しなければならない。</p> <p><b>5 - 16 - 2 コンクリート中の塩化物総量規制</b></p> <p><b>5 - 16</b> - 1 適用工種に示す構造物は次に示す塩化物総量規制値を満足するものでなければならない。</p>